令和３年度第１回瑞穂町廃棄物減量等推進審議会次第（**書面開催**）

日時：令和３年８月１３日（金）

１　開　会

２　委嘱状・辞令書交付

郵送にて送付させていただきました。

３　挨　拶

４　自己紹介

別紙瑞穂町廃棄物減量等推進審議会委員名簿を参照ください。

５　正副会長の選任

別紙瑞穂町廃棄物減量等推進審議会正副会長選出シートのご記入をお願いいたします。

※お手数ですが、事務局までご提出をお願いいたします。（返信用封筒での返送、ＦＡＸでも構いません。）

６　諮問伝達

別紙諮問書コピーを参照ください。

※後程、田島課長より新審議会会長へ伝達いたします。

7　議　題

（１）瑞穂町一般廃棄物処理基本計画の改訂について

資料　・一般廃棄物処理基本計画策定スケジュール

・災害廃棄物処理計画（素案）

≪事務局内容説明≫

一般廃棄物処理基本計画につきましては、環境省より示された指針において概ね５年毎に、見直しを行うものとしており、今年度は改訂の年となります。委員の皆様のご意見を賜りながら策定について進めて参りますのでよろしくお願いいたします。

計画策定のスケジュールについてご説明させていただきます。この一般廃棄物処理基本計画につきましては、瑞穂町を始め、西多摩衛生組合、及び構成市（福生市、羽村市、青梅市）も同時に改訂となります。西多摩衛生組合が一括して改訂作業の業務委託を契約し、契約したコンサルタント会社と各々の市町の事務局が改訂作業を行っていくという流れとなっています。データ収集及び整理については、すでに事務局とコンサルタントでやり取りを進めています。

今回は、５年毎の通常の改訂ですので、スケジュールにある計画策定の趣旨、ごみ処理の現状と課題及び排出量予測、またごみ処理基本計画、生活排水処理基本計画については、文言の整理や数値の入れ替えが主となり、現計画を踏襲した内容で、数値などを現状に合わせたものに修正します。

今回は、配布させていただいた災害廃棄物処理計画（素案）を一般廃棄物処理基本計画に盛り込むことが改訂のメインとなります。

災害廃棄物処理計画については、国からの策定要請に基づき市町村で策定を進めるものです。今回の計画については、災害廃棄物処理の大枠を定めるものです。この計画を策定したのち、具体的な、もっと掘り下げた災害廃棄物の対策マニュアルを次年度以降定めていく必要があり、マニュアル策定については、西多摩衛生組合構成市町合同で、担当者部会を立ち上げる予定です。

素案について、ご意見等がありましたら、お配りしたシートにご記入いただき、８月３１日（火）までに、事務局までいただきたいと思います。いただいたご意見と私どものチェックも含めましてコンサルタントとやり取りをしながら、次回の審議会には完成形を提示させていただく

予定です。

また、災害廃棄物以外の部分については、事務局とコンサルタントで現在、やり取りを進めている最中で、１０月中旬頃までに、素案の完成を目指して取り組んでいます。素案ができ次第、委員の皆様にお配りし、ご意見をいただいて、次回の審議会で完成形を提示させていただきたいと考えています。次回の審議会を経て、１２月中には、会長から、町長へ答申いただき、その後、意見公募（パブコメ）を実施し、議会へ報告、計画の公表というスケジュールで進めさせていただく予定です。

（２）その他

①令和２年度のごみ処理状況について

資料１－１～１－２（事前配布）

②事業系一般廃棄物の減量及び分別促進に係る取り組みについて

資料２－１～２－６（事前配布）

≪事務局内容説明≫

令和２年度のごみ処理状況について、ご説明いたします。「資料の１－１瑞穂町のごみ総量」を参照ください。はじめに１ごみ収集内訳　について資料中の用語の説明をいたします。「委託収集」は委託業者による家庭ごみの収集、可燃ごみの「一般持込」は、事業系ごみの西多摩衛生組合への搬入、粗大ごみの「直営収集」は住民宅からの粗大ごみの収集、「一般持込」は住民によるリサイクルプラザへの粗大ごみの搬入を意味しています。家庭ごみは軒並み、増加しましたが、それを上回る形で事業系ごみが減少しましたので、令和２年度のごみ量は、１１，１６４トンで、前年度から１２５トンの減量となっております。新型コロナウィルス感染症の影響が如実に表れた結果と考えております。

２ごみ処理内訳については、焼却、埋め立て、再生利用があります。日の出町にある二ツ塚廃棄物広域処分場に埋め立て処分していた不燃ごみを平成２８年度から民間事業者へ委託し、高温焼却により、建設資材や施設内燃料等に１００％再資源化をすることにより、埋め立て０となっており、現在も継続しております。

３資源物回収団体奨励事業　についてですが、実施団体は子供会と町内会です。

新型コロナウィルス感染症の影響で、実施を見合わせる団体もあり、実施回数は令和元年度と比較して、かなり減少しました。特に最初の緊

急事態宣言が発出された近辺の、４、５、６月あたりは、実施件数が激減しました。

４ごみ資源化状況についてですが、ごみ資源化は委託収集の資源化を表しています。資源化率は３０．４％です。総資源化は委託収集に、資源物回収団体奨励事業分を加えたもので、総資源化率は３１．６％となりました。

続いて「資料１－２月別ごみ搬入量」を参照ください。西多摩衛生組合搬入分の月別ごみ搬入量となります。令和２年度の特徴として、家庭ごみが増加し、事業系ごみが減少しました。新型コロナウィルス感染症の影響が大きく関わっていると推察されます。テレワークなどで、在宅時間が増え、断捨離等、家の片づけをする方が増えたこと、また、外出制限などで、家で食事をする機会が増えたことなどが、家庭ごみの増加に大きく影響したものと考えられます。一方、外食産業を始めとする企業活動の低迷により、事業系ごみは大きく減少しました。事業系可燃ごみについては、対前年比約３４８トンの減少となりました。他の西多摩衛生組合構成市についても、同じ結果となっております。

続いて、令和２年度の事業系一般廃棄物の減量及び分別促進に係る取り組みについて、ご説明いたします。

始めに立入り指導時に用いた資料のご説明をいたします。「資料２－２」を参照ください。こちらは立入り指導先の排出事業者の情報になります。現在、どのぐらいの搬入量があって、搬入量全体のうちどのくらいの割合があるかなど、立入り指導時に説明しています。次に、「資料２－３」を参照ください。事業系一般廃棄物量の推移や減量目標、また産業廃棄物と一般廃棄物の区分や分別について、排出事業者責任や、特に可燃ごみに多く混入されている紙類の分別、また各種リサイクル法等々について記載しております。また、自己チェックシートで事業所の現状や問題点などのチェックも行っていただいております。

次に、「資料の２－４」を参照ください。こちらは、分別早見表になっておりまして、立入り指導した事業所の保管庫などに貼っていただき、実際に保管庫にごみを持ってこられる作業員の方々などが、きちんと分別しやすいように役立てていただくように指導時に配布しております。次に、「資料２－５」を参照ください。立入り指導にあたっての協力依頼です。立入り指導時に提出しております。

最後に「資料２－６」を参照ください。昨年度立入り指導した排出事業者の廃棄物を収集運搬している事業者が、本来、産業廃棄物として処

理しなければならない廃棄物を不適正に処理している事例がありました。この収集運搬業者を、訪問指導する際に持参した、是正を求める文書となっております。このような、様々な文書、資料を用いて立入り指導を行っております。

では、令和２年度の事業系一般廃棄物の減量及び分別促進に係る取り組みについてご説明いたします。「資料２－１」を参照ください。令和２年度に西多摩衛生組合に搬入された事業系一般廃棄物の総量についてご説明いたします。焼却処理された事業系一般廃棄物は、約２，１９７トンでした。元年度と比較して、約３４８トンの減、率にして１４％の減となっております。業種によって違いはありますが、全体としては減量の結果となりました。この結果については、新型コロナウィルス感染症の影響による企業活動の低迷などが大きな要因となったと推察されます。

続いて２令和２年度に実施した減量対策についてご説明いたします。令和２年度の減量対策の実施状況、またそれによって得られた効果などをご説明いたします。令和２年度は多量排出事業者５社（継続指導４社、新規指導１社。）に対して、立ち入り指導を行いました。調査及び指導内容については、保管庫の立ち入り調査、分別の徹底指導、減量指導、資源化の協力依頼などです。

前回の審議会の中でご指摘をいただいた「ごみの総量という話に固執してしまって減量減量と言ってしまうと、それは経済活動の進展あるいは企業誘致といったさまざまな社会経済の発展といったことを否定することにならないか。一事業、一事業あたりの減量という話をしたほうが、前向きな話につながっていくのでは？」というご意見を踏まえ、立ち入り指導したそれぞれの事業者ごとの減量、という形で資料を作成しております。

立ち入り調査を実施した５社について、西多摩衛生組合で焼却処理された事業系一般廃棄物は、約４７２トンであり、前年度比１６０トン（約２５％）の減となりました。

この５社については、大規模商業施設、お弁当製造販売、あるいは食品製造、小売業など、いずれも食料品を取り扱っている事業者になります。新型コロナウィルス感染症の影響もあるかとは推察します、全ての事業者で減量となりました。減量できた主な理由としては、本来、産業廃棄物として処理されなければならない廃プラスチック類を一般廃棄物として不適切に分別処理していた排出事業者及び収集運搬業者への指導

効果と、立ち入り指導時に継続して食品リサイクルを啓発していた事業者が、食品リサイクルの取り組みを始めた成果などがあげられます。

立ち入り指導を行っていて感じることですが、最初は、立ち入り指導に来るというと、事業者の方々は、身構えていらっしゃいます。このことから、立ち入り指導時には、最初から全ての改善を求めるのではなく、「最初はこれから始めましょう、それが改善出来たら次はこれに取り組んでいきましょう。」という形で、できることから段階的にやっていただくような指導を心掛けています。全てすぐに改善を求めるとそれには、経費（お金）のかかることもありますし、さらに相手方も身構えてしまいます。継続して指導を行い、相手方との信頼関係を構築することが最も重要であると考えており、信頼関係が構築できれば、こちらの指導にも従っていただけるようになってきます。実際、今回立ち入り指導した５社の中には、元年度の立ち入り指導時にはなかった、分別をさらに徹底するための、分別作業用ベルトコンベアを新しい設備として導入していただいた事業者もありました。今後も事業者の方々との信頼関係の構築を目指した、立ち入り指導に努めていきたいと考えております。

また、令和２年度は、新規で立ち入り指導したＤ社の収集運搬を行っている、収集運搬業者へも訪問指導を行いました。訪問指導の経緯ですが、Ｄ社は食品製造業ですが、現場での分別についてはその場で色々と指摘させていただきましたが、廃棄物の保管庫を拝見すると、保管庫内に、一般廃棄物と廃プラスチックなどの産業廃棄物が、袋は分けられていますが一緒に置かれている状態でした。ごみの搬出については収集運搬業者に任せきりだとのことで、収集運搬業者のドライバーが、全て一般廃棄物として収集してしまってもわからない、そんな状態でした。以前、西多摩衛生組合でのごみの抜き打ち検査時に、この事業者から排出されたごみの中に多くの廃プラスチック類が混入されていた事実がありました。

一般廃棄物と産業廃棄物の保管には区分けが必要であり、たとえ収集運搬業者が不適正な処理をしたとしても、排出事業者が処理責任を問われますと説明させていただきました。現場の責任者の方は、すぐにでも一般廃棄物の置き場を別に作りますと返答くださいました。

このような経緯から、収集運搬業者にも今回のＤ社への立ち入り指導の説明をさせていただいて、各ドライバーにも会社として適正に収集運搬を行うように徹底して指導していただく必要がある、と結論付けまし

て、訪問指導を行いました。「資料２－６」がその時提出した指導文書です。不適正処理が続けば搬入停止措置も辞さないという少し強い指導内容となっています。収集運搬業者の方には、適正処理を徹底するように努めますという誠意ある回答をいただいております。

最後に、３立ち入り調査の効果についてご説明いたします。最も指導効果のあった、Ｅ社に特化してご説明させていただきます。Ｅ社については、平成２９年度から継続して立ち入り指導を行っておりました。Ｅ社では、食品残渣（生ごみ）が廃棄物のうちの、かなりのウェイトを占めていて、かねてからごみ減量のためにも食品リサイクルに取り組んでいただけないかという話をさせていただいておりました。Ｅ社の廃棄物担当責任者は実に一生懸命減量に取り組んでいただいており、会社の上層部に対しても、こちらの指導内容を報告いただき、食品リサイクルの導入を進言いただき、昨年度から大きく食品リサイクルを推進していただく運びとなりました。Ｅ社は、従業員に対しても適切な分別を徹底するように周知を行い、保管庫内の品目表示も改善していただきました。その結果、一般廃棄物の焼却処理量は前年度比約７５トン（約９５％）減となり、大きな成果を得られました。

瑞穂町の特徴として、ごみ全量の約３割が事業系一般廃棄物ということから、ごみ減量の最優先施策として、今後も排出事業者への立ち入り指導を継続して実施し、事業系一般廃棄物の減量に引き続き取り組んでいきたいと考えております。

※議題につきまして、ご意見等がございましたら、８月３１日（金）までに、同封のご意見シートにご記入の上、事務局までご提出くださいますようお願い申しあげます。（返信用封筒での返送、ＦＡＸでも構いません。）

８　閉　会

資料1－1

瑞穂町のごみ総量

ごみ対策係

1　ごみ収集内訳

区分	収集方法	令和2年度 収集量（t）	令和2年度 構成比（%）	令和元年度 収集量（t）	令和元年度 構成比（%）	前年度比（t）
可燃ごみ	委託収集	5,552	49.7	5,507	48.8	45
	一般持込	2,197	19.7	2,545	22.5	△348
	小計	7,749	69.4	8,052	71.3	△303
不燃ごみ	委託収集	391	3.5	342	3.0	49
粗大ごみ	直営収集	108	1.0	111	1.0	△3
	一般持込	389	3.5	357	3.2	32
	小計	497	4.5	468	4.2	29
資源ごみ	委託収集	2,510	22.5	2,411	21.4	99
有害ごみ	委託収集	17	0.1	16	0.1	1
合計		11,164	100.0	11,289	100.0	△125

町民1人当りごみ量　343kg/年　940g/日
（令和3年3月1日　外国人を含む人口32,538人による）

2　ごみ処理内訳

区分		令和2年度 処理量（t）	令和2年度 構成比（%）	令和元年度 処理量（t）	令和元年度 構成比（%）
焼却（西多摩衛生組合）		8,529	76.4	8,744	77.5
埋立（不燃物最終処分場）		0	0.0	0	0.0
再生利用	（有害ごみ）	17	0.1	16	0.1
	（その他）	2,618	23.5	2,529	22.4
合計		11,164	100.0	11,289	100.0

3　資源物回収団体奨励事業

区分	単位	令和2年度	令和元年度	備考
団体数	団体	30	34	子ども会14・町内会16
回収回数	回	98	125	延べ回数
回収量	kg	210,683.0	286,278.1	新聞紙・雑誌・ダンボール・アルミ缶
奨励金額	円	2,106,830	2,862,781	10円/kg
逆有償補填金額	円	0	0	

※ 備考は令和2年度の内容を表します。

4　ごみ資源化状況

区分		単位	令和2年度	令和元年度	備考
ごみ資源化	ごみ量	t	11,164	11,289	町収集ごみ
	資源化量	t	3,389	3,305	
	資源化率	%	30.4	29.3	
総資源化	総ごみ量	t	11,375	11,575	ごみ資源化量に集団回収分を加えたもの
	総資源化量	t	3,600	3,591	
	総資源化率	%	31.6	31.0	

月別ごみ搬入量（前年度比較）

資料1－2

月		青梅市			福生市			羽村市			瑞穂町			構成市町計			広域支援			西多摩衛生組合 総合計		
		2020年度	2019年度	比較％	2020年度	2019年度	比較％	2020年度	2019年度	比較％	2020年度	2019年度	比較％	2020年度	2019年度	比較％	2020年度	2019年度	比較％	2020年度	2019年度	比較％
4	家庭系	1,956.02	1,920.27	1.9	844.56	839.90	0.6	791.99	763.96	3.7	524.97	505.83	3.8	4,117.54	4,029.96	2.2	0.00	0.00	0.0	4,117.54	4,029.96	2.2
	内 一般ごみ	1,776.61	1,781.40		746.16	745.08		705.50	698.91		463.60	454.94		3,691.87	3,680.33					3,691.87	3,680.33	
	訳 選別可燃ごみ	179.41	138.87		98.40	94.82		86.49	65.05		61.37	50.89		425.67	349.63					425.67	349.63	
曜日数	事業系	420.42	496.47	−15.3	127.19	166.90	−23.8	184.71	237.00	−22.1	162.52	227.33	−28.5	894.84	1,127.70	−20.6	0.00	0.00	0.0	894.84	1,127.70	−20.6
30日	計	2,376.44	2,416.74	−1.7	971.75	1,006.80	−3.5	976.70	1,000.96	−2.4	687.49	733.16	−6.2	5,012.38	5,157.66	−2.8	0.00	0.00	0.0	5,012.38	5,157.66	−2.8
5	家庭系	2,227.77	2,097.77	6.2	931.64	904.03	3.1	901.07	872.54	3.3	599.08	565.96	5.9	4,659.56	4,440.30	4.9	0.00	0.00	0.0	4,659.56	4,440.30	4.9
	内 一般ごみ	1,994.59	1,929.14		815.30	807.14		796.50	785.27		521.94	506.58		4,128.33	4,028.13					4,128.33	4,028.13	
	訳 選別可燃ごみ	233.18	168.63		116.34	96.89		104.57	87.27		77.14	59.38		531.23	412.17					531.23	412.17	
曜日数	事業系	406.31	531.12	−23.5	118.86	176.85	−32.8	169.31	231.22	−26.8	153.48	234.17	−34.5	847.96	1,173.36	−27.7	0.00	0.00	0.0	847.96	1,173.36	−27.7
31日	計	2,634.08	2,628.89	0.2	1,050.50	1,080.88	−2.8	1,070.38	1,103.76	−3.0	752.56	800.13	−5.9	5,507.52	5,613.66	−1.9	0.00	0.00	0.0	5,507.52	5,613.66	−1.9
6	家庭系	2,227.05	1,802.05	23.6	943.47	770.72	22.4	875.34	735.00	19.1	600.12	485.15	23.7	4,645.98	3,792.92	22.5	150.84	0.00	皆増	4,796.82	3,792.92	26.5
	内 一般ごみ	2,009.99	1,652.76		822.60	689.52		791.00	658.94		527.45	433.20		4,151.04	3,434.42		150.84			4,301.88	3,434.42	
	訳 選別可燃ごみ	217.06	149.29		120.87	81.20		84.34	76.06		72.67	51.95		494.94	358.50					494.94	358.50	
曜日数	事業系	496.20	462.27	7.3	152.71	153.86	−0.7	212.03	215.26	−1.5	188.42	209.23	−9.9	1,049.36	1,040.62	0.8	0.00	0.00	0.0	1,049.36	1,040.62	0.8
30日	計	2,723.25	2,264.32	20.3	1,096.18	924.58	18.6	1,087.37	950.26	14.4	788.54	694.38	13.6	5,695.34	4,833.54	17.8	150.84	0.00	皆増	5,846.18	4,833.54	21.0
7	家庭系	2,116.78	2,105.27	0.5	882.83	892.10	−1.0	827.09	833.15	−0.7	566.18	569.69	−0.6	4,392.88	4,400.21	−0.2	117.80	0.00	皆増	4,510.68	4,400.21	2.5
	内 一般ごみ	1,947.67	1,967.51		785.03	808.75		747.91	766.86		506.62	516.98		3,987.23	4,060.10		117.80			4,105.03	4,060.10	
	訳 選別可燃ごみ	169.11	137.76		97.80	83.35		79.18	66.29		59.56	52.71		405.65	340.11					405.65	340.11	
曜日数	事業系	517.61	547.50	−5.5	156.07	181.20	−13.9	225.44	265.06	−14.9	205.52	250.28	−17.9	1,104.64	1,244.04	−11.2	0.00	0.00	0.0	1,104.64	1,244.04	−11.2
31日	計	2,634.39	2,652.77	−0.7	1,038.90	1,073.30	−3.2	1,052.53	1,098.21	−4.2	771.70	819.97	−5.9	5,497.52	5,644.25	−2.6	117.80	0.00	皆増	5,615.32	5,644.25	−0.5
8	家庭系	2,018.28	2,031.54	−0.7	825.91	843.30	−2.1	798.83	782.95	2.0	534.79	546.68	−2.2	4,177.81	4,204.47	−0.6	0.00	0.00	0.0	4,177.81	4,204.47	−0.6
	内 一般ごみ	1,818.85	1,873.46		745.42	759.99		708.95	720.86		472.06	487.69		3,745.28	3,842.00					3,745.28	3,842.00	
	訳 選別可燃ごみ	199.43	158.08		80.49	83.31		89.88	62.09		62.73	58.99		432.53	362.47					432.53	362.47	
曜日数	事業系	487.78	527.11	−7.5	142.44	170.04	−16.2	206.83	236.94	−12.7	187.50	218.18	−14.1	1,024.55	1,152.27	−11.1	0.00	0.00	0.0	1,024.55	1,152.27	−11.1
31日	計	2,506.06	2,558.65	−2.1	968.35	1,013.34	−4.4	1,005.66	1,019.89	−1.4	722.29	764.86	−5.6	5,202.36	5,356.74	−2.9	0.00	0.00	0.0	5,202.36	5,356.74	−2.9
9	家庭系	1,938.81	1,956.29	−0.9	796.65	832.31	−4.3	751.91	799.60	−6.0	518.65	540.28	−4.0	4,006.02	4,128.48	−3.0	0.00	0.00	0.0	4,006.02	4,128.48	−3.0
	内 一般ごみ	1,767.90	1,799.11		708.29	749.81		680.70	720.92		455.91	488.75		3,612.80	3,758.59					3,612.80	3,758.59	
	訳 選別可燃ごみ	170.91	157.18		88.36	82.50		71.21	78.68		62.74	51.53		393.22	369.89					393.22	369.89	
曜日数	事業系	490.98	518.53	−5.3	147.93	165.68	−10.7	209.54	237.32	−11.7	196.98	210.24	−6.3	1,045.43	1,131.77	−7.6	0.00	0.00	0.0	1,045.43	1,131.77	−7.6
30日	計	2,429.79	2,474.82	−1.8	944.58	997.99	−5.4	961.45	1,036.92	−7.3	715.63	750.52	−4.6	5,051.45	5,260.25	−4.0	0.00	0.00	0.0	5,051.45	5,260.25	−4.0
10	家庭系	2,028.83	2,011.08	0.9	843.12	834.63	1.0	802.55	804.42	−0.2	554.11	552.26	0.3	4,228.61	4,202.39	0.6	45.45	0.00	皆増	4,274.06	4,202.39	1.7
	内 一般ごみ	1,839.25	1,827.63		749.73	745.74		721.73	723.20		480.96	478.15		3,791.67	3,774.72		45.45			3,837.12	3,774.72	
	訳 選別可燃ごみ	189.58	183.45		93.39	88.89		80.82	81.22		73.15	74.11		436.94	427.67					436.94	427.67	
曜日数	事業系	470.70	529.54	−11.1	145.08	167.29	−13.3	207.23	236.23	−12.3	190.87	213.26	−10.5	1,013.88	1,146.32	−11.6	0.00	0.00	0.0	1,013.88	1,146.32	−11.6
31日	計	2,499.53	2,540.62	−1.6	988.20	1,001.92	−1.4	1,009.78	1,040.65	−3.0	744.98	765.52	−2.7	5,242.49	5,348.71	−2.0	45.45	0.00	皆増	5,287.94	5,348.71	−1.1
11	家庭系	1,895.47	1,840.04	3.0	820.13	769.47	6.6	766.12	740.53	3.5	509.87	495.63	2.9	3,991.59	3,845.67	3.8	0.00	0.00	0.0	3,991.59	3,845.67	3.8
	内 一般ごみ	1,725.61	1,679.36		727.76	691.09		691.13	665.52		450.84	436.26		3,595.34	3,472.23					3,595.34	3,472.23	
	訳 選別可燃ごみ	169.86	160.68		92.37	78.38		74.99	75.01		59.03	59.37		396.25	373.44					396.25	373.44	
曜日数	事業系	460.39	484.41	−5.0	148.80	152.66	−2.5	208.92	225.04	−7.2	187.85	204.86	−8.3	1,005.96	1,066.97	−5.7	0.00	0.00	0.0	1,005.96	1,066.97	−5.7
30日	計	2,355.86	2,324.45	1.4	968.93	922.13	5.1	975.04	965.57	1.0	697.72	700.49	−0.4	4,997.55	4,912.64	1.7	0.00	0.00	0.0	4,997.55	4,912.64	1.7
12	家庭系	2,029.72	2,017.11	0.6	885.83	882.71	0.4	823.83	830.12	−0.8	524.49	560.39	−6.4	4,263.87	4,290.33	−0.6	0.00	0.00	0.0	4,263.87	4,290.33	−0.6
	内 一般ごみ	1,828.10	1,847.19		780.90	800.98		735.10	755.91		453.99	495.14		3,798.09	3,899.22					3,798.09	3,899.22	
	訳 選別可燃ごみ	201.62	169.92		104.93	81.73		88.73	74.21		70.50	65.25		465.78	391.11					465.78	391.11	
曜日数	事業系	474.20	505.00	−6.1	144.52	168.71	−14.3	217.72	254.38	−14.4	195.65	210.23	−6.9	1,032.09	1,138.32	−9.3	0.00	0.00	0.0	1,032.09	1,138.32	−9.3
31日	計	2,503.92	2,522.11	−0.7	1,030.35	1,051.42	−2.0	1,041.55	1,084.50	−4.0	720.14	770.62	−6.6	5,295.96	5,428.65	−2.4	0.00	0.00	0.0	5,295.96	5,428.65	−2.4
1	家庭系	1,869.95	1,900.73	−1.6	757.82	778.51	−2.7	688.54	714.90	−3.7	483.44	487.32	−0.8	3,799.75	3,881.46	−2.1	0.00	0.00	0.0	3,799.75	3,881.46	−2.1
	内 一般ごみ	1,700.56	1,738.20		666.55	695.31		613.23	641.48		422.71	418.34		3,403.05	3,493.33					3,403.05	3,493.33	
	訳 選別可燃ごみ	169.39	162.53		91.27	83.20		75.31	73.42		60.73	68.98		396.70	388.13					396.70	388.13	
曜日数	事業系	408.17	458.15	−10.9	127.20	157.40	−19.2	182.15	224.84	−19.0	165.84	193.72	−14.4	883.36	1,034.11	−14.6	0.00	0.00	0.0	883.36	1,034.11	−14.6
31日	計	2,278.12	2,358.88	−3.4	885.02	935.91	−5.4	870.69	939.74	−7.3	649.28	681.04	−4.7	4,683.11	4,915.57	−4.7	0.00	0.00	0.0	4,683.11	4,915.57	−4.7
2	家庭系	1,641.43	1,582.97	3.7	678.31	665.86	1.9	627.16	609.44	2.9	423.20	404.11	4.7	3,370.10	3,262.38	3.3	0.00	0.00	0.0	3,370.10	3,262.38	3.3
	内 一般ごみ	1,488.37	1,449.82		611.32	601.99		563.35	551.61		364.46	356.70		3,027.50	2,960.12					3,027.50	2,960.12	
	訳 選別可燃ごみ	153.06	133.15		66.99	63.87		63.81	57.83		58.74	47.41		342.60	302.26					342.60	302.26	
曜日数	事業系	389.01	436.79	−10.9	117.86	141.95	−17.0	172.75	201.40	−14.2	162.61	178.79	−9.0	842.23	958.93	−12.2	0.00	0.00	0.0	842.23	958.93	−12.2
28日	計	2,030.44	2,019.76	0.5	796.17	807.81	−1.4	799.91	810.84	−1.3	585.81	582.90	0.5	4,212.33	4,221.31	−0.2	0.00	0.00	0.0	4,212.33	4,221.31	−0.2
3	家庭系	1,922.01	1,917.41	0.2	807.87	797.98	1.2	740.98	746.61	−0.8	493.35	485.20	1.7	3,964.21	3,947.20	0.4	0.00	0.00	0.0	3,964.21	3,947.20	0.4
	内 一般ごみ	1,750.20	1,752.14		716.56	724.96		662.23	675.33		431.34	434.75		3,560.33	3,587.18					3,560.33	3,587.18	
	訳 選別可燃ごみ	171.81	165.27		91.31	73.02		78.75	71.28		62.01	50.45		403.88	360.02					403.88	360.02	
曜日数	事業系	471.89	470.82	0.2	146.42	155.82	−6.0	220.20	220.88	−0.3	199.66	195.06	2.4	1,038.17	1,042.58	−0.4	0.00	0.00	0.0	1,038.17	1,042.58	−0.4
31日	計	2,393.90	2,388.23	0.2	954.29	953.80	0.1	961.18	967.49	−0.7	693.01	680.26	1.9	5,002.38	4,989.78	0.3	0.00	0.00	0.0	5,002.38	4,989.78	0.3
合計	家庭系	23,872.12	23,182.53	3.0	10,018.14	9,811.52	2.1	9,395.41	9,233.22	1.8	6,332.25	6,198.50	2.2	49,617.92	48,425.77	2.5	314.09	0.00	皆増	49,932.01	48,425.77	3.1
	内 一般ごみ	21,647.70	21,297.72		8,875.62	8,820.36		8,417.33	8,364.81		5,551.88	5,507.48		44,492.53	43,990.37		314.09	0.00		44,806.62	43,990.37	
	訳 選別可燃ごみ	2,224.42	1,884.81		1,142.52	991.16		978.08	868.41		780.37	691.02		5,125.39	4,435.40		0.00	0.00		5,125.39	4,435.40	
	事業系	5,493.66	5,967.71	−7.9	1,675.08	1,958.36	−14.5	2,416.83	2,785.57	−13.2	2,196.90	2,545.35	−13.7	11,782.47	13,256.99	−11.1	0.00	0.00	0.0	11,782.47	13,256.99	−11.1
	計	29,365.78	29,150.24	0.7	11,693.22	11,769.88	−0.7	11,812.24	12,018.79	−1.7	8,529.15	8,743.85	−2.5	61,400.39	61,682.76	−0.5	314.09	0.00	皆増	61,714.48	61,682.76	0.1
一日平均		80.45	79.65		32.04	32.16		32.36	32.84		23.37	23.89		168.22	168.53		0.86	0.00		169.08	168.53	

日平均　2020年度/365日　2019年度/366日

（単位 t）

事業系一般廃棄物の減量及び分別促進に係る取り組み

１　西多摩衛生組合へ搬入された事業系一般廃棄物について

令和２年度に西多摩衛生組合へ搬入され、焼却処理された事業系一般廃棄物は、約２，１９７ｔでした。令和元年度と比較し、約３４８ｔ減（１４％減）となっています。コロナ禍により、飲食店や食品小売業の排出量が減り、介護施設や病院などの排出量が増えましたが、全体としては減量の結果となりました。

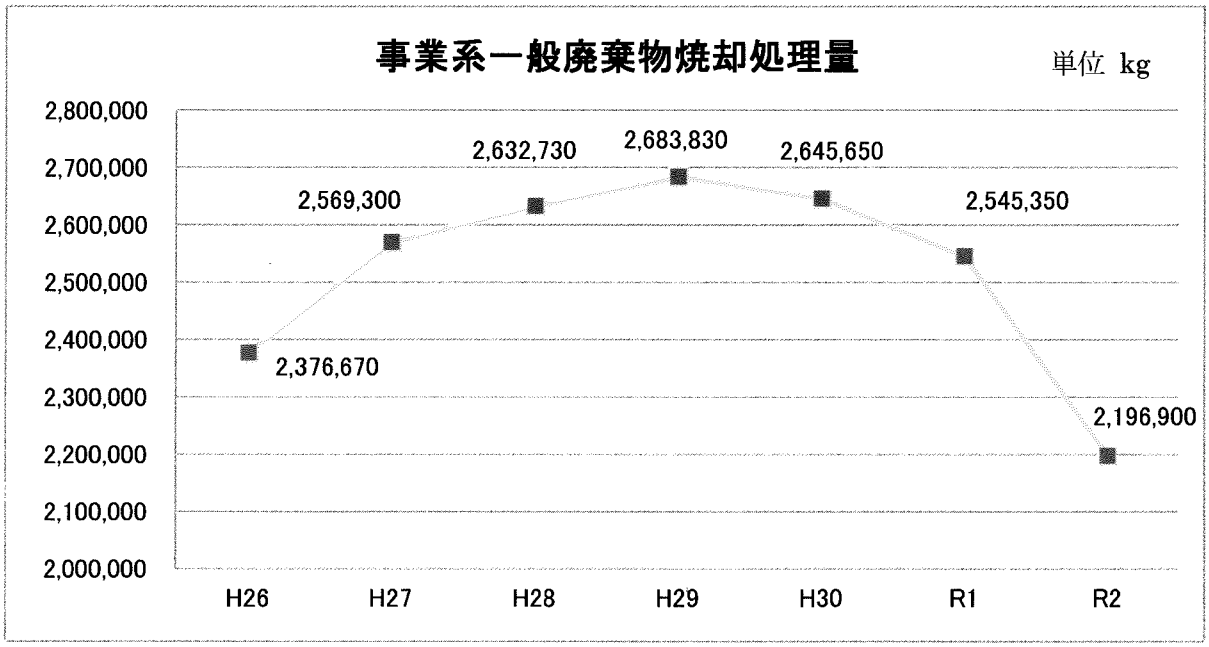

２　令和２年度減量対策実施報告について

町では、平成２９年度から、焼却処理をしている事業系一般廃棄物減量の具体的な取組を始めています。

事業系一般廃棄物の収集運搬許可業者に、各排出事業者の西多摩衛生組合環境センターへの搬入量を毎月報告するよう依頼し、不透明であった個々の排出量の調査を継続し、廃棄物量の推移を確認し減量対策に役立てています。

令和２年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、西多摩衛生組合環境センターでの搬入物の展開検査は中止しましたが、多量排出事業者を５社訪問し、保管庫の立入調査、分別の徹底指導、減量指導、資源化協力依頼を行いました。

立入調査実施日

令和２年１１月９日（月）/令和２年１１月２６日（木）/令和２年１２月２３日（水）
令和３年２月２４日（水）/令和３年３月９日（火）

３　立入調査の効果

令和２年度に立入調査を実施した５社について、西多摩衛生組合で焼却処理された事業系一般廃棄物は、約４７２ｔであり、昨年度比約１６０ｔ減（２５％減）となりました。各事業者の減量推移は以下のグラフのとおりです。

減量した主な理由は、産業廃棄物である廃プラスチック類を一般廃棄物として不適切に分別処理していた排出事業者及び収集運搬業者への指導効果と、食品リサイクルを啓発し実施した排出事業者の成果です。

最も減量効果のあった１社（グラフ内Ｅ社）は、平成２９年度から立入調査を継続していました。そして、昨年度飛躍的に食品リサイクルを推進しました。Ｅ社は、従業員に対して適切な分別を徹底するよう周知を行い、保管庫内の品目表示も改善しました。その結果、一般廃棄物の焼却処理量は前年度比約７５ｔ減（９５％減）となり、大きな効果がありました。

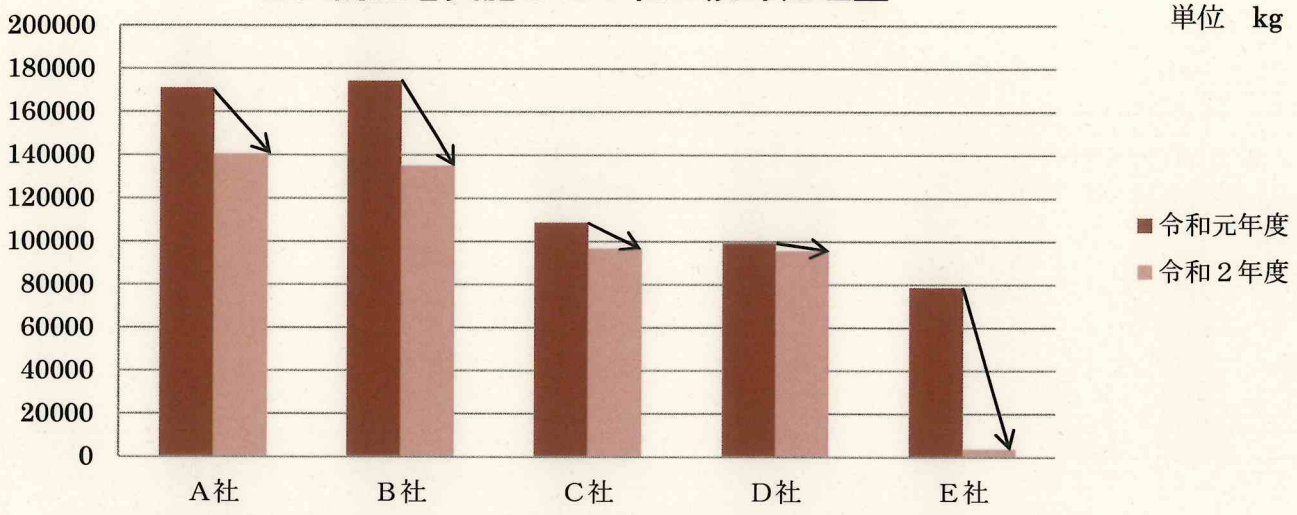

	A社	B社	C社	D社	E社
令和元年度	171,110kg	174,380kg	108,770kg	99,440kg	78,710kg
令和２年度	140,720kg	135,080kg	96,770kg	95,745kg	3,830kg
前年度比	-30,390kg (-18%)	-39,300kg (-22%)	-12,000kg (-11%)	-3,695kg (-4%)	-74,880kg (-95%)

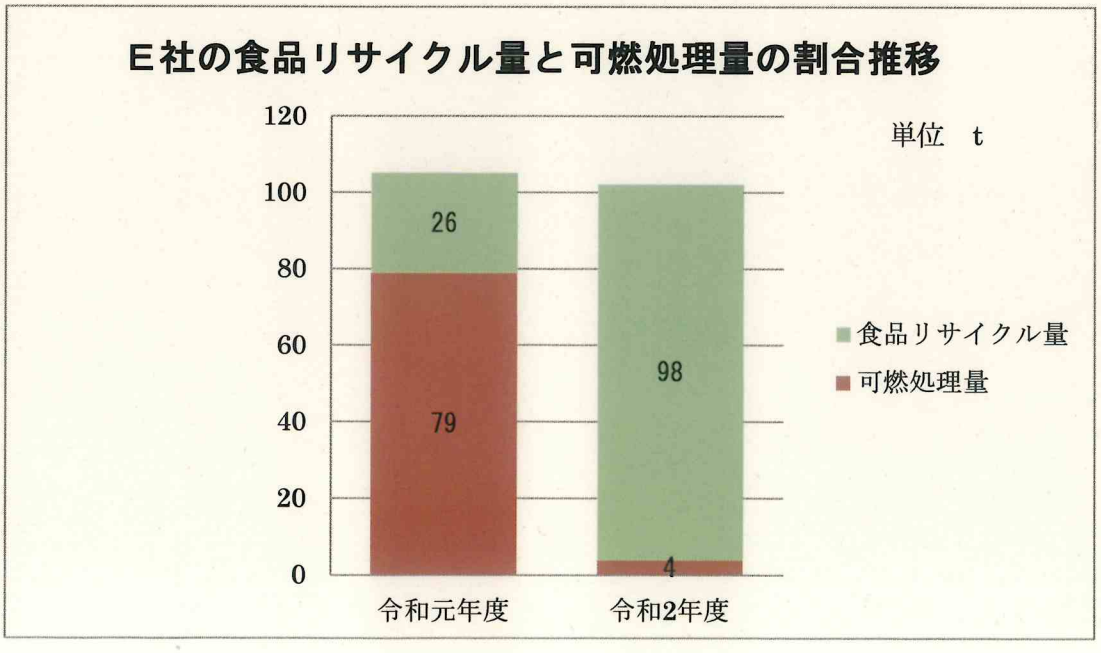

[redacted]株式会社[redacted]廃棄物量

１　西多摩衛生組合環境センター搬入割合（令和元年度）

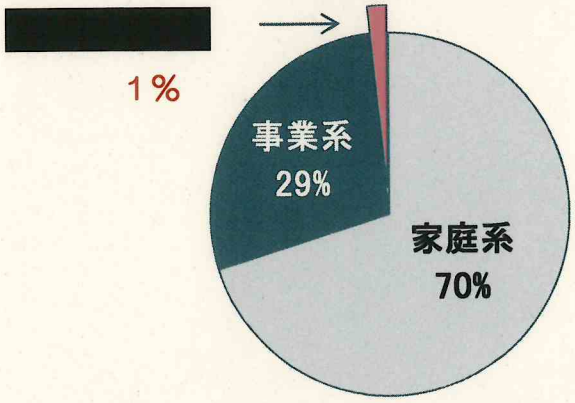

町の焼却廃棄物処理量は、家庭系廃棄物が７０%、事業系廃棄物が３０%となっています。町の総量に対して、[redacted]が占める割合は１%となっています。

２　事業系廃棄物の排出割合（令和元年度）

排出事業者ごとに事業系廃棄物の排出割合を算出すると、上位１０社で４９%に達します。これは町の総量においても、１４%と高い割合となっています。

[redacted]は、排出事業者別では６番目に多い４%を占めています。

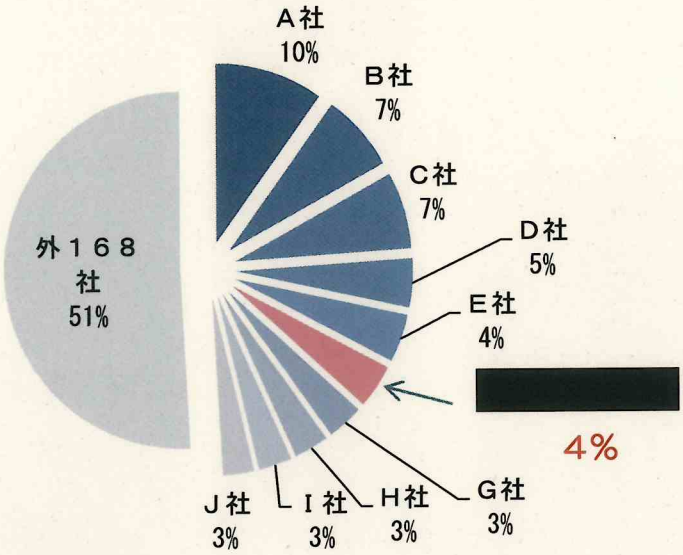

３　[redacted]搬入量の推移(平成３０年４月～令和２年１月)

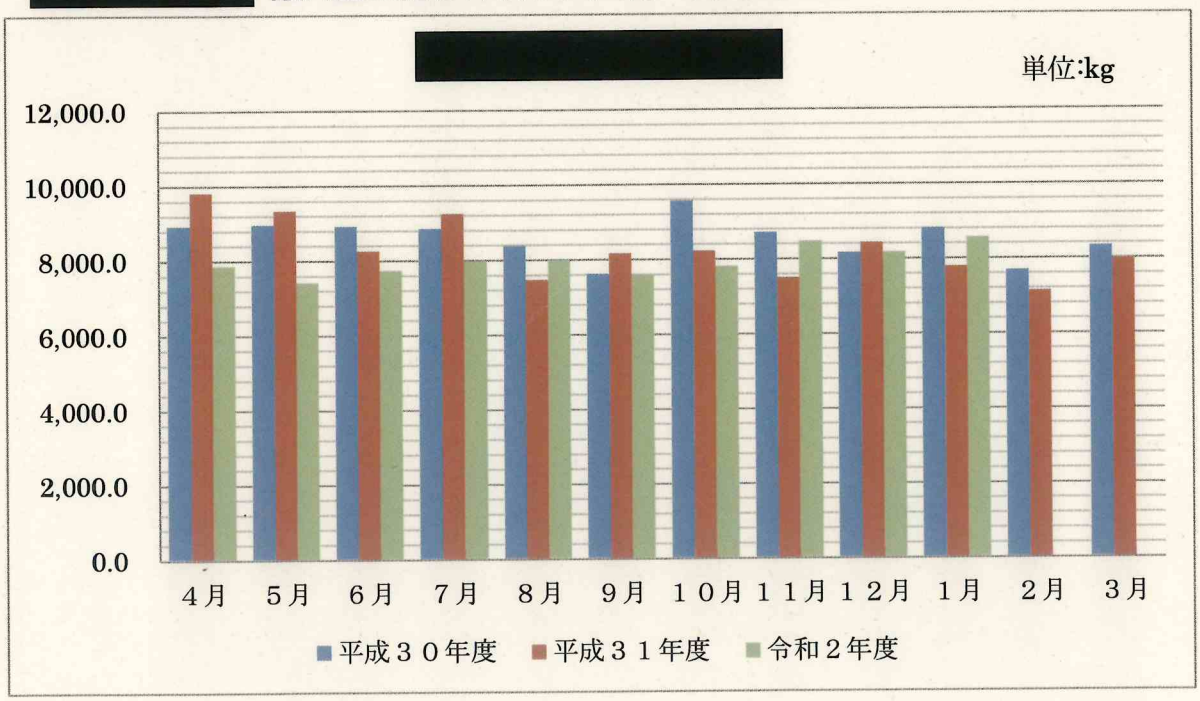

注）家庭系及び事業系廃棄物の重量は、西多摩衛生組合の計量報告を基にし、排出事業者ごとの廃棄物量は収集運搬業者からの報告量を基にしています。両者の数値は必ずしも一致しませんので、参考値としてください。

瑞穂町の事業系一般廃棄物の推移

１　瑞穂町の事業系一般廃棄物の推移

町の事業系一般廃棄物（事業所から排出された燃やせるごみ）は、一部を除き、西多摩衛生組合環境センター（青梅市・福生市・羽村市・瑞穂町の３市１町で構成）に運搬され、焼却されています。

事業系一般廃棄物は**年々増加**しており、町のごみ総量に占める割合も高くなっています。事業系一般廃棄物の削減は、**町の重要課題**となっています。

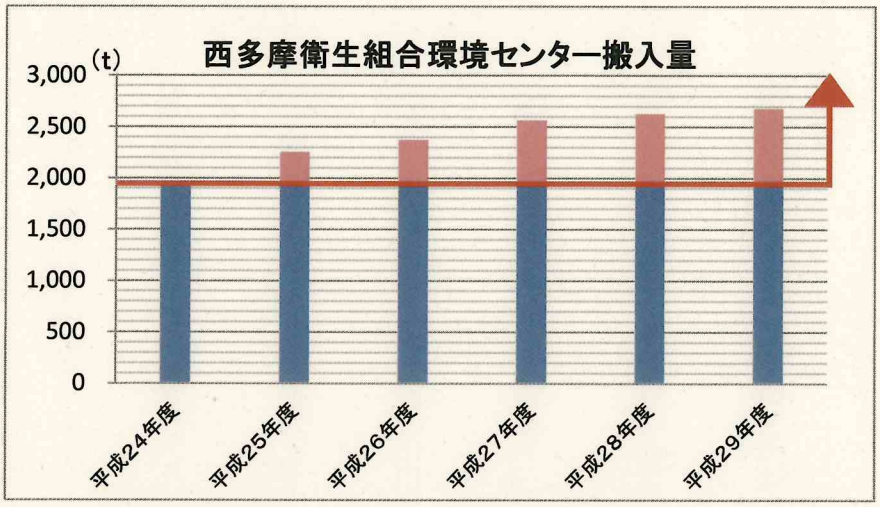

５年間で
焼却される廃棄物
７６０ｔ増加

２　事業系一般廃棄物減量化における課題の主な原因

事業系一般廃棄物が増える原因は、主に事業所数の増加、景気の好転、分別の不徹底等によります。このうち**分別不徹底に起因する増加は、減量化の大きな妨げ**となっています。

課題　①**産業廃棄物の混入**　原因：排出事業者が廃棄物の区分を理解していない
事業系一般廃棄物と産業廃棄物の線引きが困難
処理費用の安い事業系一般廃棄物に故意に混ぜる

②**資源物の混入**　原因：分別意識が低い

３　瑞穂町のごみ減量目標　★1

瑞穂町では、**町民１人１日あたりのごみ排出量を、令和２年度に７９２．２ｇ以下となることを目標**としています。平成２８年度時点では９４２．２ｇですので、目標まで１人１日あたり－１５０ｇ（リンゴ1/2個分）減らす必要があります。

この**町民１人 １ 日あたりのごみ排出量には、家庭廃棄物だけではなく、事業系一般廃棄物も含まれています。**

目標達成に向けて、町民と共に、町内事業者の皆さまにも廃棄物の排出抑制、徹底した分別及び再資源化へのご協力をお願いします。

★1 目標値は「瑞穂町一般廃棄物処理基本計画」で定めています。

廃棄物について

廃棄物とは、占有者が自分で利用し、他人に有償売却することができないために不要となった固形状又は液状のものをいいます。★2

廃棄物は一般廃棄物と産業廃棄物に分けられます。

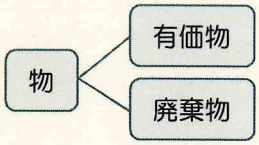

●**産業廃棄物**…事業活動★3に伴って生じた廃棄物のうち、法令に定められた２０種類を指します。
●**一般廃棄物**…産業廃棄物以外の廃棄物をいいます。

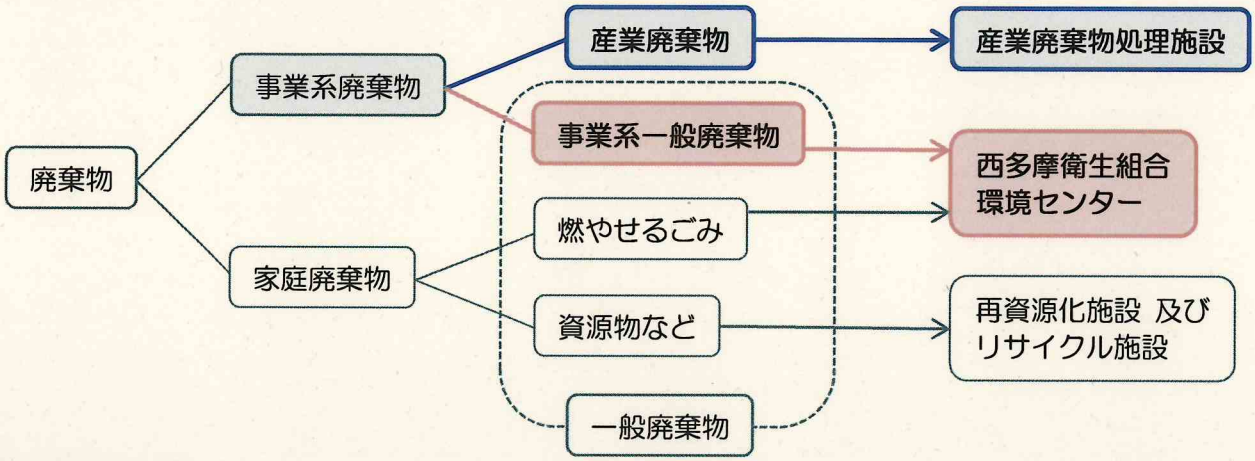

●産業廃棄物の区分

	名称	具体的な例
あらゆる事業活動に伴うもの	燃え殻	石炭殻、焼却炉の残灰、炉清掃残さ物、その他焼却かす。
	汚泥	工場廃水等の処理汚泥、各種製造業の製造工程で生じた泥状物、建設工事で発生した汚泥等の有機性及び無機性の全ての汚泥。
	廃油	潤滑油、絶縁油、洗浄用油、切削油等の廃油類、廃溶剤、タールピッチ等、鉱物性油及び動植物性油脂の全ての廃油類。
	廃酸	廃硫酸、廃塩酸、廃写真定着液等、全ての酸性廃液。
	廃アルカリ	廃金属せっけん液、廃ソーダ液、廃写真現像液等、全てのアルカリ性廃液。
	廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤ含む）等合成分子系化合物の固形状及び液状の全ての廃プラスチック類。合成皮革くず、接着剤かす等も含む。
	ゴムくず	天然ゴムくず（合成ゴムくずは、廃プラスチック類）。
	金属くず	鉄鋼、非鉄金属の研磨くず、切削くず等。
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラス類くず、耐火レンガくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築または除去により生じた物を除く）、陶磁器くず、石膏ボード。
	鉱さい	鋳物廃砂、電炉等融解炉かす、ボタ、不良鉱石、不良石炭、粉炭かす等。
	がれき類	工作物の新築、改築又は除去により生じたコンクリートの破片、レンガの破片、かわらの破片などに類する不要物。
	ばいじん	大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法で規定する特定施設又は産業廃棄物焼却施設で発生したばいじんで、集じん施設により集められたもの。
特定の事業活動に伴うもの	紙くず	建設業（工作物の新築、改築または除去により生じたもの）、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生じた紙くずに限る。
	木くず	建設業（範囲は紙くずと同じ）、木材又は木製品製造業（家具製造業含む）、パルプ製造業、輸入木材卸売業及び物品賃貸業に係るもの、及び貨物の流通のために使用したパレットに係る木くず、おがくず、バーク類に限る。
	繊維くず	建設業（範囲は紙くずと同じ）、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く）から生じた畳、じゅうたん、木綿くず等の天然繊維くずに限る。
	動植物性残渣	食品製造業、医薬品製造業、香料製造業で原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物（魚や獣のあら、醸造かす、発酵かす等）。
	動物のふん尿	畜産農業から生じた牛、馬、豚、めん羊、山羊、にわとり等のふん尿。
	動物の死体	畜産農業から生じた牛、馬、豚、めん羊、山羊、にわとり等の死体。
	動物系固形不要物	と畜場及び食鳥処理場で家畜の解体等により生じた固形状の不要物。
	処理物	上記１～１９の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記１～１９に該当しないもの（汚泥のコンクリート固化物等）。

★2 ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物。
★3 事業活動：店舗、会社、工場等の営利を目的とするものだけではなく、官公署や学校、町内会や子ども会、ＮＰＯ法人のように、広く公共サービスの提供や非営利を目的とするものも含まれます。

食料品製造業が廃棄する動植物性残渣

廃棄物のうち、特定の事業活動（排出事業者の業種を指定）に伴って発生した廃棄物を産業廃棄物としているものがあります。動植物性残渣はその一つで、**排出事業者の業種が、食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業である場合、原料として使用された動物又は植物に係る固形状の不要物は産業廃棄物となります。**指定業種以外から発生した場合は、事業系一般廃棄物となります。

1　動植物性残渣の例

1）動物性残渣

□ 魚・獣の骨　□ 皮　□ 内臓等のあら　□ ボイルかす　□ うらごしかす　□ 羽毛
□ 缶づめ　□ 瓶づめ不良品　□ 乳製品精製残渣　□ 卵から　□ 貝がら　等

2）植物性残渣

□ ソースかす　□ しょうゆかす　□ こうじかす　□ 酒かす　□ ビールかす
□ あめかす　□ 海苔かす　□ でんぷんかす　□ 豆腐かす　□ あんかす
□ 茶かす　□ 米・麦粉　□ 大豆かす　□ 果実の皮・種子　□ 野菜くず
□ 薬草かす　□ 油かす　等

2　食品製造業が廃棄しても事業系一般廃棄物となる場合

事業所としての業種が食品製造業である場合であっても、製造工程から発生したのではなく、いわゆる**オフィス部分から発生した場合は、事業系一般廃棄物**となります。

また、**出荷後に返品された食料品が廃棄物となった場合は、事業系一般廃棄物**となります。

3　食品製造業と製造小売業

食品を製造してはいるものの、製造した商品をその場で販売する製造小売業（食品製造・小売）は食品製造業に該当しません（菓子屋・パン屋等）。

ただし、**商品を製造して同一場所で販売するとともに、他の店舗へ運搬して販売する場合の事業所又は通信販売等（インターネット販売）により直接消費者へ販売する場合の事業所は、食品製造業（食品製造・卸売）となります。**製造工程で発生した動植物性残渣（出荷前不良品含む）は産業廃棄物となります。

なお、小売販売の製品の廃棄は事業系一般廃棄物となります。

4　製品廃棄時のプラスチック製弁当容器の取り扱い

プラスチック製弁当容器は、容器の汚れに係わらず産業廃棄物です。食べ残し（事業系一般廃棄物）が付着しているからといって、焼却処理施設へ搬入することはできません。製品廃棄時は、必ず事業系一般廃棄物と産業廃棄物を分別してください。

なお、オフィス部分から出るプラスチック製弁当容器（従業員等が食べた等）も産業廃棄物（廃プラスチック）として処分してください。

食品廃棄物の発生量

1　食品廃棄物の発生量（平成２７年度）

平成２７年度、**日本全体で 2,842 万トンの食品廃棄物**（有価物や不可食部分含む）が発生しています。このうち、**本来は食べられるのに廃棄された食品（食品ロス）が 646 万トン**含まれます。

2015 年の国連世界食糧計画(World Food Programme)の食糧援助量は約 320 万トンですので、日本はその２倍近くの食糧を廃棄していることとなります。

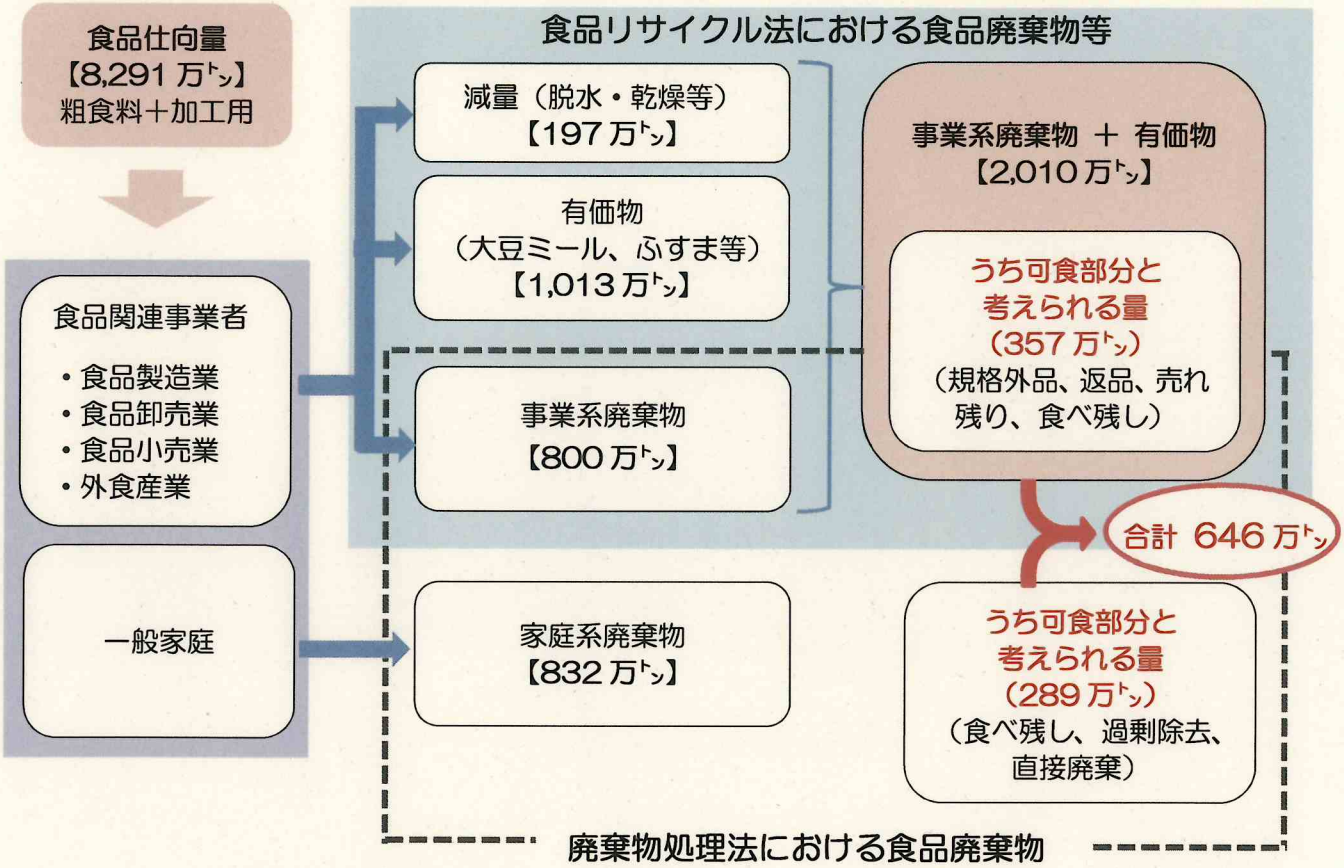

※出典：「食品ロスの削減に向けて ～食べものに、もったいないを、もういちど。～」（農林水産省）

2　国際的な流れ

●2011 年に、国際連合食料農業機構（FAO）は、「世界の食料ロスと食料廃棄」に関する調査研究報告書を発表しました。これによると、**世界中で食料のために生産される食料の約３分の１（約 13 億トン）が、農業生産から消費に至るフードサプライチェーンの中で毎年無駄又は廃棄されています。**また、ほとんどの食品ロスは、生産後の過程である収穫、輸送そして貯蔵の段階といった、主に発展途上国の不十分なインフラに関連して発生している一方で、**多くの先進国では、食料廃棄物は、販売及び消費段階で主要な問題となっている**としています。

●2015 年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」において、食料の損失、廃棄の削減について目標設定されました。**2030 年までに小売、消費段階での世界全体の一人当たり食品廃棄物を半減させ、収穫後損失等の生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させることとなっています。**

食品ロス削減

1　食品廃棄の発生要因と対応方向

	発生要因	対応方向
食品製造業	製造に伴い必然的に発生 ●パンの耳等（可食部） ●畜水産物の骨・肉片等（不可食部）	【抑制】 ●製造能力の向上 【再生利用】 ●リサイクルの継続
食品卸売業・小売業	出荷から販売過程で発生 ●破損品 ●過剰生産、在庫 ●返品、納品期限切れ ●定番カット ●売れ残り	【抑制】 ●フードバンクの活用 ●受発注精度の向上 ●商慣習（1/3ルール、先入先出ルール）の改善 ●消費者行動の改善
外食産業	調理・販売の過程で発生 ●食材廃棄、仕込みロス ●調理くず ●食べ残し	【抑制】 ●加工処理の一元化 ●販売数量に合わせた仕入 ●小盛り等提供単位の調整 ●調理ボリュームの適正化 【再生利用】 ●収集・運搬の共同化 ●メタン化等リサイクルの実施

※「食品ロスの削減に向けて ～食べものに、もったいないを、もういちど。～」（農林水産省）を加工して作成

2　食品ロス削減に向けてできること

食品ロスの発生には、直接的・間接的に様々な要因が複雑に関わっていることから、ある特定の立場の者に削減の責任があるわけではありません。それぞれの立場で取り組むこと、協力しながら取り組むことを、できることから着実に進めていくことが大切です。

製　造	●需要予測精度向上 ●賞味期限延長・年月表示化	●製造ミス削減 ●期限設定情報開示
卸　売	●需要予測精度向上 ●配送時の汚・破損削減	●売り切り
小　売	●需要予測精度向上 ●小容量販売	●売り切り ●バラ売り
外　食	●需要予測精度向上 ●食べ切り運動 ●持ち帰り（自己責任）	●調理ロス削減 ●小盛サービス
家　庭	●冷蔵庫・家庭内の在庫管理 ●食べ切り ●期限表示の理解	●計画的な買い物 ●使い切り

●フードチェーン全体での返品・過剰在庫削減
●余剰食品のフードバンク寄付

食品ロスの実態把握・削減意識共有、もったいない精神

※「食品ロスの削減に向けて ～食べものに、もったいないを、もういちど。～」（農林水産省）を加工して作成

食品リサイクル

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）では、食品の製造、流通、消費、廃棄等の各段階で、**食品関連事業者が食品廃棄物の発生抑制、再生利用、減量に努めなければならない**とされています。

業種ごとにリサイクル率の目標が定められ、多量排出事業者には定期報告が義務付けられています。

1　食品廃棄物

食品廃棄物とは、食品の製造や調理過程で生じる加工残渣で食用に供することができないもの、食品の流通過程や消費段階で生じる売れ残りや食べ残しのことです。

2　食品関連事業者とは

①**食品の製造・加工の事業を行う食品メーカー等**

②**食品の流通の事業を行う食品の卸売業、スーパー、百貨店等の食品の小売業**

③**食事の提供を行うレストラン等の飲食店業**

④その他食事の提供を伴う事業として**沿海旅客海運業**（クルーズ船など）、**内陸水運業**（屋形船等）、**結婚式場業**、**旅館業**（ホテル、旅館等）の４業種

※病院、学校、保育園、福祉施設等で、設置者自身が運営をし、治療や教育といったサービスと一体的に食事の提供のみ行われている場合は、食品関連事業者としてみなされません。ただし、病院や学校、福祉施設等で一般来訪者向けに喫茶、飲食及びサービスを提供した場合は対象となります。

3　再生利用に取り組む優先順位

①**食品廃棄物を発生抑制する**

②**再資源化できるものは再生利用を行う（飼料、肥料、油脂・油脂製品、メタン、炭化製品、エタノール）**

③再生利用が困難な場合に限りメタンと同等以上の熱回収する

④再生利用も熱回収もできないときは脱水、乾燥、発酵、炭化して減量する

⑤適正処分

4　定期報告義務

食品廃棄物等の前年度の発生量が１００ｔ以上の食品関連事業者は、毎年度、主務大臣に、食品廃棄物等の発生量や食品循環資源の再利用等の状況を報告することが義務付けられています。フランチャイズチェーン事業を展開する事業者は、チェーン店全体で一つの事業者とみなして取り扱われています。

5　問い合わせ先

●農林水産省　食料産業局 食品産業環境対策室　☎ 03-6744-2066
関東農政局 経済・事業支援部 事業戦略課　☎ 048-600-0600 内線）3882

●環境省　大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部 企画課リサイクル推進室　☎ 03-6744-2066
関東地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課　☎ 048-600-0814

多量排出者のみならず、**全ての食品関連事業者に再生利用等を実施することが義務付けられています。**
廃棄物処理業者と委託契約している場合でも、**減量はあくまでも食品関連事業者が行うものです。**

事業系一般廃棄物の分別

廃棄物を処理する際は、発生した廃棄物が産業廃棄物か一般廃棄物かを確認し、分別する必要があります。**収集運搬業者と委託契約している場合も、必ず排出事業者の責任で分別及び処理**をしてください。

1　不要物が発生したときは、「廃棄する前に」再使用（リユース）の検討

オフィス部分から発生した不要物については、廃棄する前に再使用の検討をしてください。3Rの優先順位は、リデュース（発生抑制）＞リユース（再使用）＞リサイクル（再生利用）です。

ただし、**食品関連事業者（製造・卸売・小売・外食）において第一に取り組むべきことは、食品廃棄物の発生抑制で、その上で発生してしまったものについて、リサイクルを進めていくことが基本です。**

2　「最初に」動植物性残渣を「再生利用に取り組む優先順位」に従いリサイクル

再生利用方法により適切な分別を行う。やむを得ず、再生利用ができない場合は、動植物性残渣が産業廃棄物であるか一般廃棄物であるかを確認し、適正処分をする。

3　「次に」その他再生利用（リサイクル）の資源となるものを分別　→　資源化業者へ

1）産業廃棄物のうち資源化できるものの代表例

□ びん　　□ 缶　　□ ペットボトル

2）事業系一般廃棄物のうち資源化できるものの代表例

□ 新聞紙　　□ 段ボール　　□ オフィス用紙　　□ 雑誌
□ シュレッダー処理紙　　□ 紙パック　　□ 機密文書
□ 雑がみ（メモ用紙や割箸の袋等小さなもの）　　□ 剪定枝
□ 木くず（パレット除く）　　□ 落ち葉

資源化できるものを資源化し、減量してください。納入業者に引き取りを依頼するのも方法の一つです。**剪定枝や落ち葉等も資源化が可能**な施設★4に積極的に処理を依頼してください。

4　「次に」　産業廃棄物を分別

法では産業廃棄物以外が一般廃棄物と定義していますので、産業廃棄物から分別してください。

「一般廃棄物に混入しやすいものをチェック」→「必ず産業廃棄物へ」

□ 梱包材（PPバンド・荷造りひも・気泡緩衝材）　　□ 発泡スチロール　　□ レジ袋
□ 菓子の袋　　□ 汚れたプラスチック製弁当容器　　□汚れたペットボトル　　□ 文房具
□ 合成繊維くず（カーテン・作業着等）　　□ 木製パレット

※汚れていても廃プラスチックは産業廃棄物です。

5　「最後に」　焼却可能ごみであることを確認

産業廃棄物と資源物を分別した後に残るものは、焼却処理できる廃棄物となります。町指定処理施設の西多摩衛生組合環境センターへ搬入する場合は、搬入基準に適合しているか再度確認してください。

★4 東京都のホームページに、「廃棄物再生事業者登録名簿」が掲載されています。

産業廃棄物の適正処理（概要）

1　委託契約と産業廃棄物管理票（マニフェスト）

産業廃棄物は、事業者の責任において適正処理することとされています。

産業廃棄物を処理する方法は、排出者自身による処理と産業廃棄物処理業者への委託による処理があります。ただし、産業廃棄物処理基準に従って排出事業者自ら処理することは困難であることから、多くの場合、都道府県と政令市の許可を受けた**産業廃棄物処理業者に処理を委託**しています。

運搬と処分を委託する場合は、**収集運搬業者と処分業者の両方と契約**をする必要があります（運搬と処分を同一の者に委託する場合は、一つの契約でも差支えないとされています。）。契約は、法令で定められた事項を**書面で契約することが義務付けられています**（委託契約書）。★5

委託する場合、法で認められた一部の例外を除き、排出事業者は廃棄物の種類ごとに**産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付**しなければなりません。★6また、**委託契約書に処理業者の許可証の写しを添付した書類及び産業廃棄物管理票（マニフェスト）は、５年の保存が義務付けられています。**

排出事業者は最終処分の終了を確認するまで、自らが排出した廃棄物について処理責任を負います。

2　保管基準

排出事業者は、産業廃棄物が運搬されるまでの間、定められた基準に従い、生活環境の保全上支障のないように保管しなければなりません。

●産業廃棄物保管基準（概要）
- 周囲に囲いを設ける
- 見やすい箇所に縦横６０㎝以上の掲示板を設け、必要事項を表示する
- 産業廃棄物が飛散、流出、地下浸透及び悪臭が発散しないようにする
- ねずみ、蚊、はえ、その他の害虫を発生させないようにする
- 屋外において容器を用いずに保管する場合は、基準に従い高さや勾配を守る

3　問い合せ先・検索システム

●産業廃棄物に関すること
東京都多摩環境事務所　廃棄物対策課　規制指導担当　☎ 042-528-2694

●産業廃棄物に関すること・産業廃棄物の委託契約書に関すること
東京都環境局　資源循環推進部　産業廃棄物対策課　指導担当　☎ 03-5388-3586

●モデル契約書のダウンロード・産業廃棄物の許可業者を自ら探す場合・東京都における産業廃棄物処理業者の適正処理・資源化の取組に係る優良性基準適合認定制度の認定業者★7を探す場合
東京都ホームページ　http://www.metro.tokyo.jp/
※「東京都産業廃棄物処理業者検索システム」で認定業者を探す場合は、「優良認定」にチェックを入れる。

●産業廃棄物許可業者を問い合わせしたい場合・産業廃棄物管理票（マニフェスト）の購入に関すること
一般社団法人東京産業廃棄物協会　☎ 03-5283-5455

●優良産業廃棄物処理業者認定制度の認定業者★8を探したい場合
公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団ホームページ
産業廃棄物処理業者検索「さんぱいくん」　http://www2.sanpainet.or.jp/
優良産業廃棄物ナビゲーションシステム「優良さんぱいナビ」　http://www3.sanpainet.or.jp/

★5 東京都では、委託契約に関する「モデル契約書」をホームページ上で公開し、排出事業者が利用できるようにしています。
★6 産業廃棄物管理票には電子マニフェストシステムがあります。平成２９年６月に公布された廃棄物処理法の改正により、特定の産業廃棄物を多量に排出する事業者は、電子マニフェストを使用することを義務付けられる予定です。（公布日から３年以内に施行）
★7 東京都が実施している第三者評価制度における認定業者。優良業者を産廃エキスパート（業界のトップランナー的業者）と産廃プロフェッショナル（業界の中核的役割を担う優良業者）と呼び、処理事業の信頼度の高さ、環境に配慮したより高度な取組を総合的に評価して認定しています。
★8 都道府県と政令市が審査する優良産業廃棄物処理業者認定制度により認定された業者。通常より厳しい許可基準に適合し、遵法性や事業の透明性が高く、財務内容も安定しています。

西多摩衛生組合環境センターへの搬入

1　西多摩衛生組合環境センター

環境センターは、**一般廃棄物の焼却処理施設**です。搬入する際は、瑞穂町住民部環境課窓口で確認印の押印を受けたマニフェスト（瑞穂町一般廃棄物管理票）を、計量窓口に提出する必要があります。

施　設　名	環境センター
所　在　地	羽村市羽４２３５番地
電 話 番 号	０４２－５５４－２４０９
搬入可能日	月曜日から金曜日（１２月３１日から１月３日を除く）
搬 入 時 間	８：３０ ～ １２：００　１３：００ ～ １６：００

2　搬入できる廃棄物

● **事業系一般廃棄物**（事業活動に伴って生じた燃やせるごみで**産業廃棄物でないもの**）

注）燃やせるごみでも資源となるものや感染性のあるものは混入させないでください。

□ 生ごみ　　□ 資源化できない紙くず　　□ 資源化できない繊維くず　　□ 木くず

✖ **長さが５０㎝以上あるものや、太さが１０㎝以上あるもの　→　粗大ごみ扱いで搬入不可**

注）焼却炉が停止してしまうため、搬入前に破砕、裁断する等してください。

✖ 施設で処理することが困難なもの

注 町では、**環境センターに搬入された廃棄物を不定期に展開検査しています。**不適切物が判明した場合は、指導及び立ち入り検査を行うほか、搬入をお断りすることがあります。

マニフェスト（一般廃棄物管理票）

1　マニフェスト制度概要

マニフェスト制度は、排出事業者が一般廃棄物の処理が適正に行われたことを確認することを目的とした仕組みのことで、条例により定められています。

マニフェスト★9とは、排出事業者が一般廃棄物の委託処理をする**処理業者（収集運搬業者及び処理施設）に発行する伝票**のことです。A票からD票までの４枚１組で使用し、廃棄物に係わる排出事業者、収集運搬業者、瑞穂町（処理施設）のそれぞれが、処理が完了したことを確認するためのものです。

排出事業者は、一般廃棄物の種類、数量、収集運搬業者の名前等、定められた事項をマニフェストに記入し、**一般廃棄物を引き渡すと同時に処理業者に交付**しなければなりません。また、排出事業者は、交付時の控えのA票と処理業者から返送されてきたD票を一組にして、D票が返送されてきた日から**5年間保存**しなければなりません。

★9 A票（ピンク色）：排出事業者用　B票（ピンク色）：収集運搬業者用　C票（ピンク色）：瑞穂町用　D票（白色）：排出事業者送付用　※電子マニフェストシステムはありません。

2　マニフェストのながれ（収集運搬業者と委託契約している場合）

マニフェストは記入後、収集運搬業者を介して町へ提出し、確認を受けてから使用してください。

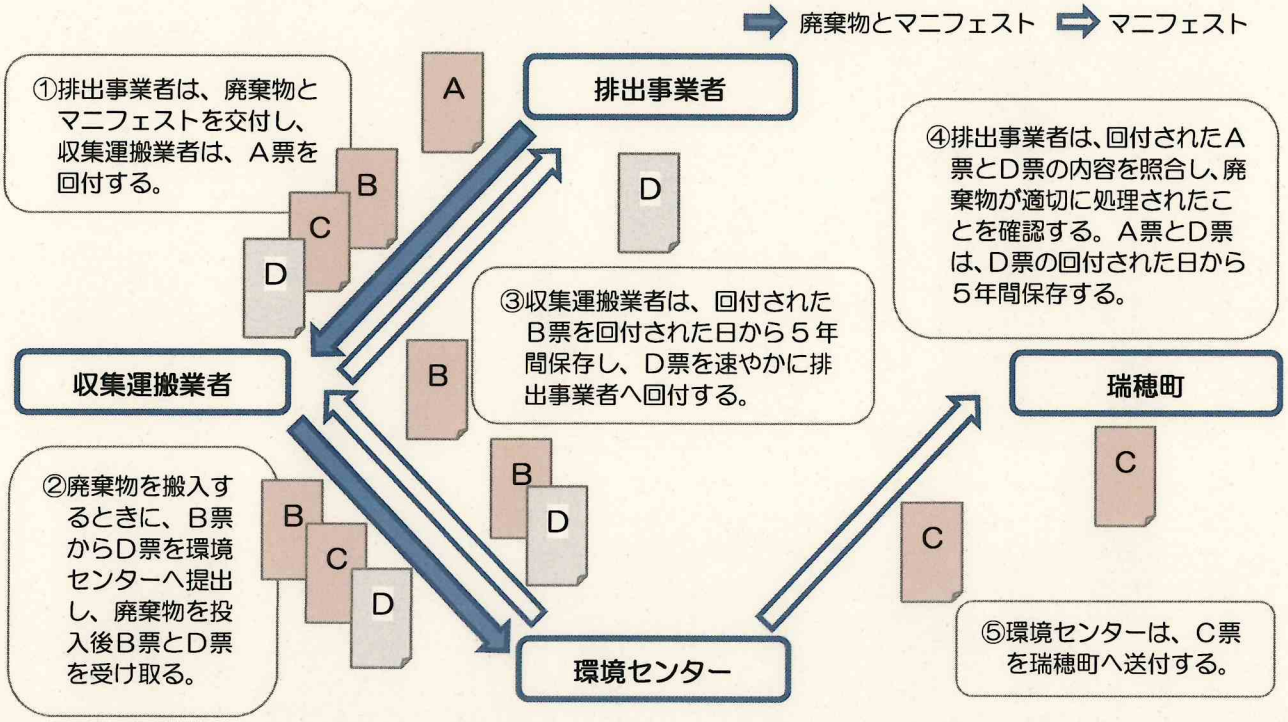

●排出事業者は、収集運搬業者にマニフェストを交付した日から３０日以内にD票が回付されないとき、又は当該事業系一般廃棄物が不適正に処理されたおそれがあると認めるときは、受託者に対し必要な措置を講ずるとともに、速やかに町長に報告しなければなりません。

3　マニフェストの記入方法（収集運搬業者と委託契約している場合）

1）排出事業者記入事項

①「伝票作成」に作成年月日、「伝票作成者」に作成者の氏名と印（４枚目まで押印）
②「排出事業者」に所在地、事業者名（氏名又は名称）、業種、電話番号
③「排出場所」に所在地、排出場所の名称、電話番号
④「廃棄物の種類・重量」に種類ごとの重量

2）排出事業者記入事項

⑤「収集・運搬」に運転者の氏名、車両番号、車両重量、運搬車の種類
⑥「収集・運搬」に受託者所在地、受託者名、瑞穂町の許可番号、電話番号

3）記入箇所

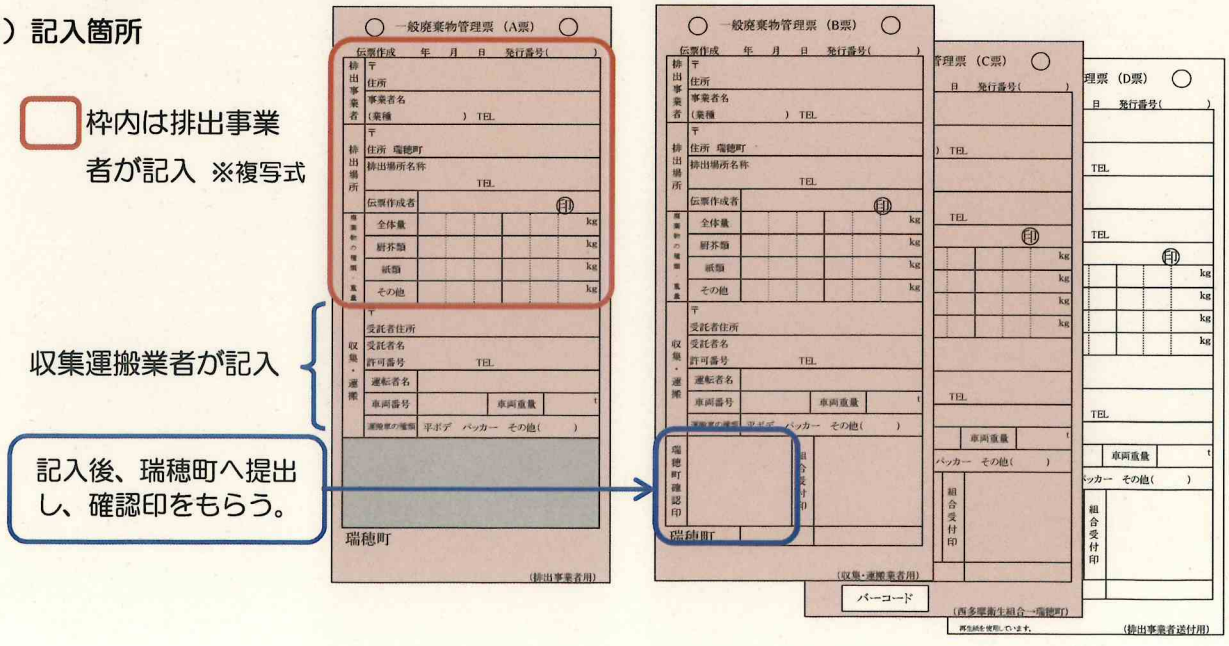

排出事業者責任

1　排出事業者責任

廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、**事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならず**、また、当該廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めなければならないという**排出事業者責任**を定めています。排出事業者の**責任は、その廃棄物の処理を他者に委託すれば終了するものではない**とされていますので、発生から最終処分終了までとなります。

廃棄物の種類	処理内容	処理業者の種類
一般廃棄物	収集運搬	一般廃棄物収集運搬業者
	処分	一般廃棄物処分業者
産業廃棄物	収集運搬	産業廃棄物収集運搬業者
		特別管理産業廃棄物収集運搬業者
	処分	産業廃棄物処分業者
		特別管理産業廃棄物処分業者
専ら物(古紙・くず鉄・空き瓶類・古繊維)	収集運搬・処分	再生利用事業者

2　責任を第三者に委ねない

排出事業者は、委託する処理業者を自らの責任で決定すべきと考えられています。

第三者に委ねると、①排出事業者責任の重要性に対する認識不足を招く、②排出事業者と処理業者との直接の関係性が希薄になる、③あっせん等を行った第三者に対する仲介料等が発生する、④処理業者に適正な処理費用が支払われなくなるといった問題が生じます。これは、最終的に委託基準違反や処理基準違反、不法投棄等の不適正処理につながるおそれがあります。

●一般廃棄物の収集運搬を委託する場合

法では、一般廃棄物については書面での委託契約を必須事項としていませんが、**瑞穂町では収集運搬業者と委託契約書を交わすことを強く推奨**しています。委託契約書には、処理品目、数量、処分先等を明記するほか、緊急時の対応についても契約書に記載しておくと安心です。

無許可業者への依頼や許可範囲外の依頼は、法により罰せられます。必ず次の点を確認してください。

- **瑞穂町一般廃棄物収集運搬業の許可を有していること。許可証の確認及び有効期限の確認。**
- **許可証の事業範囲（廃棄物の種類・運搬先等）が依頼内容に合っていること。**

3　排出事業者に対する罰則（廃棄物処理法違反）

●不法投棄・不法焼却　※未遂含む
法人…５年以下の懲役若しくは３億円以下の罰金又はこれを併科
個人…５年以下の懲役若しくは１千万円以下の罰金又はこれを併科

●無許可業者への処理委託
５年以下の懲役若しくは１千万円以下の罰金又はこれを併科

●契約の不適切な締結、未記載　※産業廃棄物
３年以下の懲役若しくは３００万円以下の罰金又はこれを併科

●マニフェストの未交付、未記載、虚偽記載、保存違反　※産業廃棄物
６か月以下の懲役若しくは５０万円以下の罰金

料金を払い運搬や処理を委託しても、排出事業者の責任は排出事業者が負います。

事業用大規模建築物の所有者及び占有者

事業用途に供する延床面積が３，０００㎡以上の建築物を事業用大規模建築物といいます。

町では、事業系廃棄物の発生抑制、再利用を促進する為、事業用大規模建築物の所有者、占有者及び建設者に対し、以下のことを義務付けています。

１　所有者の義務

●町の指導に従い、再利用を促進する等により**事業系廃棄物を減量**しなければなりません。

●事業系廃棄物の減量及び適正な処理に関する義務を担当する**責任者を１名選任し、選任の日から３０日以内に「廃棄物管理責任者選任（解任）届」（様式第１号）を届け出**なければなりません。届出内容に変更があった場合も、その事実が生じた日から３０日以内に、同届出様式により届け出なければなりません。

●**毎年５月３１日まで**に、前年度の実績及び当該年度の計画等を記載した**「廃棄物の減量及び再利用に関する計画書」（様式第２号）を提出**しなければなりません。

●建築物又は敷地内に、**再利用の対象となる物の保管場所を設置する**よう努めなければなりません。

２　占有者の協力義務

●当該建築から生じる**事業系廃棄物の減量に関し、所有者に協力**しなければなりません。

３　建築者の義務

●事業用大規模建築物を**新築又は増築する場合**は、再利用の対象となる物の保管場所を設置する義務があり、**事前に「再利用対象物・廃棄物保管場所設置届」（様式第３号）を届け出**なければなりません。

廃棄物管理責任者の役割

廃棄物管理責任者は、事業系廃棄物の減量及び適正な処理に関する義務（業務）を担当する者です。必要な資格要件はありませんが、**当該建築物から排出される廃棄物を管理することができる者**でなければなりません。

●具体的な役割の例

- 廃棄物処理法、条例等に従い、保管から処理完了まで廃棄物を適切に管理する。
- 廃棄物の適正処理について、町及び所有者と連絡調整等を行う。
- 廃棄物の排出抑制、減量、再利用、資源化を推進する組織体制を整える。
- 発生する廃棄物の種類、量、処理状況の把握をする。
- 廃棄物が適正に処理されているのかの確認をする。
- 計画の定期的な点検や見直しを行う。
- 関係書類の保管や整理をする。
- 分別ができていない等、問題のあるテナントや部署に対する改善要請をする。
- 従業員やテナントに対する、廃棄物の適正な処理方法や減量、資源化の指導、啓発活動をする。

注）延べ床面積が５００㎡以上の建築物又は住居用にあっては、計画戸数が１０戸以上の建築物を大規模建築物といい、建設者は廃棄物の保管場所及び保管設備を設置しなければなりません。また事前に「廃棄物保管場所等設置届」を届け出なければなりません。

古紙のリサイクル

町では、資源化可能な古紙を西多摩衛生組合環境センターへ搬入することをお断りしていますが、焼却ごみの中に古紙の混入割合が高く、古紙の発生量が少ない事業所程、分別排出が進んでいないのが実状です。

1　資源化できる古紙の処理方法

①許可業者へ回収を依頼しリサイクルする、②再生資源事業者（リサイクル事業者）へ回収を依頼しリサイクルする、③自ら再生資源事業者（リサイクル事業者）へ持ち込む方法があります。

2　機密文書のリサイクル

顧客情報や個人情報等が記載されている「機密文書」も、機密性を保持したままリサイクル（破砕処理、出張シュレッダー処理、溶解処理等）可能な専門業者が増えています。セキュリティ等を確認し、実状にあったリサイクル業者を選定してください。リサイクル業者によっては、処理後に証明書を発行してもらえますので、確実に情報抹消及び資源化されたことを確認することも重要です。

3　事業所内の古紙回収のポイント

1）現状調査

古紙回収を始めるには現状把握が大切です。①どのような古紙（新聞、雑誌、段ボール、OA紙、シュレッダー古紙、機密文書等）が、②どの程度発生し、③どのように処理されているか調査しましょう。

2）リサイクル方針の決定と従業員への周知

古紙回収への取り組み方針を決定し（事業所の姿勢を見せます。）、従業員への周知徹底を図ります。

3）古紙回収システムの推進者の選任と役割分担

古紙回収の状況を継続的に確認し、改善点を明らかにする等の役割を担う推進者を選任し、事業所、従業員、ビル管理者、清掃業者、古紙回収業者の役割を明らかにし、連携を確保します。

4）古紙回収業者と相談（確認）

分別方法の相談や禁忌品の確認を行い、リサイクルを円滑に進めるのに必要なことを明らかにします。

5）リサイクル意識を持たせる

効果的に行うためには、事業所内に常にリサイクルを意識した環境を作りましょう。リサイクルボックスを使用することや、ボックスの設置場所や保管スペースを十分に確保することは大切です。

6）分別を徹底する

古紙の種類により、製紙原料としての用途が異なります。分別と禁忌品の徹底除去が必要不可欠です。

7）継続的な啓発を行う

継続的に古紙回収システムの意義と重要性を従業員へ周知することで、取り組みが定着します。

8）回収量を把握し問題点や課題を確認

定期的に種類ごとの古紙回収量を把握し、全体の問題点や課題を洗い出し、対策することが重要です。

古紙の分別

1　飲料用紙パック

□ 牛乳パック　→ 中身を洗う → 紙パック
□ ジュース等の紙パック（内側に銀色の紙がないもの）　→ 中身を洗う → 紙パック
□ ジュース等の紙パック（内側に銀色の紙がはってあるもの）　→ 燃やせるごみ

※ストローとストローの袋は取ってください。

ストロー（プラスチック製）　→ 廃プラスチック
ストロー（紙製）　→ 燃やせるごみ
ストローの袋（プラスチック製）　→ 廃プラスチック
ストローの袋（紙製）　→ 雑がみ

2　新聞

□ 新聞　→ 新聞
□ 新聞と一緒に入っていた折り込みチラシ　→ 新聞

※サンプル付きの折り込みチラシは、サンプルを取ってください。

3　段ボール

断面を見たときに、波型に形成した中芯原紙の片面又は両面に平板紙（ライナー）を貼り合わせているものが段ボールです。
段ボールの中には、薄いものもあります。

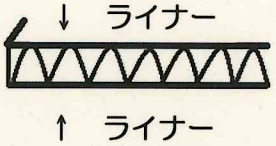

□ 段ボール　→ ダンボール
□ ボール紙（菓子箱・トイレットペーパーの芯・ガムテープの紙芯等）　→ 雑がみ

※段ボールについている宅配伝票、止め金は取ってください。粘着テープは禁忌品ですが、段ボールの場合は禁忌品としない場合がありますので、回収業者に確認してください。

宅配伝票（ノンカーボン紙・カーボン紙）・シール　→ 燃やせるごみ
止め金（ステープル）　→ 金属くず
粘着テープ（紙・布製）　→ 燃やせるごみ

4　雑誌

本の形をした綴じられたものを「雑誌」として分別します。

□ 雑誌・マンガ雑誌・本・絵本　→ 雑誌
□ カタログ・パンフレット・取扱説明書　→ 雑誌

※雑誌の付録やサンプルは取ってください。

5　雑がみ　／　オフィスペーパー

飲料用紙パック、新聞、段ボール、雑誌以外のものが雑がみです。オフィスから排出される雑がみを「オフィスペーパー」と呼んでいる業者もあります。
オフィスから排出される雑がみは、紙や紙製品で製本していない印刷物や使用済みコピー用紙等です。

□ チラシ・ポスター・メモ用紙・名刺 → 雑がみ

□ OA用紙・使用済みコピー用紙 → 雑がみ

※インクジェット紙 → 燃やせるごみ

□ 封筒 → 雑がみ

※窓空き封筒のプラスチック部分 → 廃プラスチック

※内側等にプラスチック緩衝材入り封筒 → 廃プラスチック

□ はがき → 雑がみ

※圧着はがき → 燃やせるごみ

□ 紙製ファイル・紙製バインダー → 雑がみ

※金属は外す 金具 → 金属くず

※プラスチックは外す プラスチック → 廃プラスチック

□ カレンダー → 雑がみ

※金具は外す 金具 → 金属くず

※プラスチック製スタンド → 廃プラスチック

□ ティッシュの箱 → 雑がみ

※取り出し口のビニール → 廃プラスチック

□ トイレットペーパーの芯・ガムテープの紙芯 → 雑がみ

□ タバコの箱 → 雑がみ

※内側の銀紙 → 燃やせるごみ

□ シュレッダーにかけた紙 → 雑がみ

※複写伝票のノンカーボン紙やカーボン紙 → 燃やせるごみ

※資源になる紙と資源にならない紙を混ぜないようにしてください。

※取り扱いについては、回収業者とよく協議してください。

□ 菓子箱・食品箱（ボール紙） → 雑がみ

□ 包装用紙 → 雑がみ

※プラスチック加工してあるもの → 廃プラスチック

□ 紙製緩衝材（果物などに使用するもの等） → 雑がみ

□ 紙袋 → 雑がみ

※プラスチック加工してあるもの → 廃プラスチック

6 資源にならない紙や禁忌品

紙以外のものはもちろんのこと、紙製品ではあるものの製紙原料とならないものや、製紙原料に混入することが好ましくないものがあります。

○資源にならない紙（燃やせるごみ）

□ **汚れた紙**（使用済ティッシュペーパーやペーパータオル等）

□ **油のついた紙**（ポテトや唐揚げの紙製容器包装等）

□ **食品残渣のついた紙**

□ **臭いのついた紙**（洗剤・石けん・線香の紙製容器包装や紙箱等）

□ **感熱性発砲紙**（立体コピー紙、点字等で使用される熱を加えたところが盛り上がる紙）

□ **昇華転写紙**（捺染紙、アイロンプリント紙、布地に絵柄等をプリントする際に使用する紙）

□ **カバンや靴などの詰め物**（使用済の昇華転写紙が使用されていることが多い）

□ **ろう段ボール**（輸入青果物や水産加工品等を入れるのに使用するワックスつき段ボール）

□ **感熱紙**（感熱ファックス用紙、レシート等）

□ カーボン紙、ノンカーボン紙（宅配便の複写伝票等）
□ 金属が箔押しされた紙（金色や銀色の紙、タバコの内側の銀紙等）
□ 圧着はがき
□ 印画紙（写真、インクジェット紙、アルバム等）
□ 防水加工された紙（紙コップ、紙皿、紙製カップ麺容器、紙製ヨーグルト容器等）
□ シールとシールの台紙
□ ラミネート紙、樹脂・アルミコーティング紙（カップ麺のふた、ジュースの紙パック等）
□ 硫酸紙（パーチメント紙）、ろう紙（クッキングシート、洋菓子の紙器等）
□ 抄色紙（色紙、色画用紙等　※判定基準あり）
□ 磁気テープが貼られた紙（駐車券等）

○資源にならない紙（ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず等、素材により分別）
□ 建材に使用されている紙（石膏ボード、ターポリン紙等）

○紙製品ではないもの（使用素材により分別）
□ 合成紙
□ 不織布（マスク、簡易お手拭き等）
□ 使い捨て紙おむつ、生理用品、ペット用トイレシート　　※吸水性ポリマー等が含有

上記の分別は、一般的なものです。**処理施設の性能によっては、リサイクルに適さない紙でもリサイクルが可能な場合があります。回収時の分け方等は、必ず回収業者と相談してください。**
また、特定の事業活動★10に伴って排出される場合には、一般廃棄物ではなく、産業廃棄物の「紙くず」として処理しなければなりませんのでご注意ください。

雑がみは、禁忌品との見分け方が難しいことや、発生量が少ない事業所の場合は資源化目的の回収ルートに乗せることが難しいとの判断から、**安易に燃やせるごみへと排出される傾向にあり、**「段ボール」「新聞」「雑誌」の３種類と比較し、**低い資源化率となっています。積極的にリサイクルしてください。**

小型家電リサイクル

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律では、事業者は**使用済みの小型電子機器全般（家電リサクル法対象品目を除く）を排出する場合、分別の上、「認定を受けた者」又は「その他収集、運搬及び再資源化を適正に実施し得る者」に引き渡す**ように努めなければなりません。
なお、法では許可不要制度（認定事業者とその委託業者に対して、一般廃棄物及び産業廃棄物処理業の許可を不要としています。）はありますが、委託基準の特例はありませんので、**委託契約書及び産業廃棄物のマニフェストは必要**となります。よって、町が一般住民（この法でいう「消費者」）を対象として、**町内に設置している小型家電の回収ボックスには投入できません**のでご注意ください。
また、小型家電のリサイクルルートに乗せて再資源化することに努めることが望ましいですが、再資源化を適正に実施可能であれば、通常の産業廃棄物許可業者に処理を委託することができます。

★10 特定の事業活動に伴うものとは、①建設業に係るもの、②パルプ、紙又は紙加工品製造業、新聞業に係るもの、③出版業に係るもの、④製本業及び印刷加工業に係るもののことです。また、PCBが塗布され、又は染みこんだものも産業廃棄物です。

家電リサイクル

特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）では、**特定の家電製品を廃棄する場合、リサイクル料金（再商品化等料金）を支払い、小売業者による引き取りと製造業者による再商品化が義務付けられています。**

1　対象製品

- □ **エアコン**
- □ **テレビ**（ブラウン管式・液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く）・プラズマ式）
- □ **冷蔵庫・冷凍庫**
- □ **洗濯機・衣類乾燥機**

排出形態には関係なく、「家庭用」として製造された製品が対象となり、「業務用」は対象外です。
事業所から「家庭用」の対象機器を排出する場合は、この法の対象となります。

2　排出方法

①同種の機器を購入（買い換え）する場合、家電販売店に当該機器の引き取りを依頼する。
②当該機器を販売した家電販売店に引き取りを依頼する。
③自ら指定引取場所へ運搬してメーカーに引き渡す。
　※指定取引場所は、家電リサイクル券センターへお問い合わせください。
④産業廃棄物収集運搬業者に委託してメーカーに引き渡す。

※廃家電を産業廃棄物として処理することは可能です。ただし、製造業者が行う場合と同等のリサイクルを行うことができる業者に引き渡さなければなりません。

委託先	必要な手続き	収集運搬業許可	関係法
家電販売店（小売業者） 製造業者 指定法人 製造業者及び指定法人から委託を受けている業者	家電リサイクル券の交付	不要	家電リサイクル法
自ら指定引取場所まで運搬	家電リサイクル券の交付	不要	家電リサイクル法
家電販売店（小売業者）から委託を受けている業者	家電リサイクル券の交付	必要	廃棄物及び清掃に関する法律 家電リサイクル法
産業廃棄物収集運搬業者 （指定引取場所までの運搬委託）	産廃収集運搬業者と契約 産廃マニフェストの交付 家電リサイクル券の交付	必要	廃棄物及び清掃に関する法律 家電リサイクル法
産業廃棄物収集運搬業者 産業廃棄物処分業者	産廃収集運搬業者と契約 産廃処分業者との契約 産廃マニフェストの交付	必要	廃棄物及び清掃に関する法律

3　料金

収集運搬料金は、販売店又は産業廃棄物収集運搬業者により異なります。

再商品化料金は、メーカーにより異なります。郵便振込によって**「家電リサイクル券」**を購入し、対象機器に貼付することにより再商品化料金の支払いに代えることができます。

4　家電リサイクルについての問い合わせ先

一般社団法人家電製品協会 家電リサイクル券センター　☎ 0120-319-640
ホームページ http://www.rkc.aeha.or.jp/

パソコンリサイクル

パソコンは、個人や家庭から排出される「家庭系パソコン」と、**事業所から排出される「事業系パソコン」**に分けられ、資源の有効な利用の促進に関する法律に基づき**メーカーによる回収とリサイクルが義務付けられています。**もしくは、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル）に基づくリサイクルに努めなければなりません。

1　リサイクル対象製品

□ デスクトップ型パソコン（本体）　□ ノートブック型パソコン　□ 液晶式ディスプレイ
□ ブラウン管（CRT）式ディスプレイ　□ ディスプレイ（CRT 又は液晶）一体型パソコン

2　事業系パソコンの排出方法と料金

事業所からパソコンを排出する場合は、各メーカーの「事業系パソコンリサイクル窓口」又は業界団体が実施するパソコンリサイクルに申し込んでください。

料金は回収する機器等により異なりますので、各メーカーへお問い合わせください。家庭向けパソコンは、事前に回収再資源化料金が上乗せされて（ＰＣリサイクルマーク付き）家電量販店等で販売されていますが、**事業系パソコンは廃棄時に委託業者に支払う方式になっています。**そのため、事業系パソコンは、**原則として、ＰＣリサイクルマークが付いていても回収再資源化料金がかかります。**

※産業廃棄物として産業廃棄物処理業者に適正処理を委託することも可能です。しかし、メーカーの再資源化処理は環境に配慮した安全で高い再資源化率を達成していますので、メーカーによる回収、再資源化にご協力ください。

4　パソコンリサイクルについての問い合わせ先

一般社団法人 パソコン３Ｒ推進協会　　ホームページ　http://www.pc3r.jp/

自己チェックシート

1　産業廃棄物の適正処理（ポイント）

産業廃棄物は、事業所の規模や排出量に関係なく、どのような事業所でも必ず排出されるものです。関連する法律や条例を確認し、適切な処理をしてください。

1　基本事項

- □ 廃棄物に関し、社内教育をしている（アルバイトスタッフ含む）。
- □ 廃棄物の適正分別や保管も職務の一環という意識がある。
- □ 帳簿が整備され、情報開示に応じることができる。
- □ 企業の廃棄物に対する方針が明らかにされている。
- □ 廃棄物の分別、再資源化を積極的に行っている。
- □ 廃棄物処理を委託業者任せにしていない。
- □ 廃棄物に関し、町及び委託業者から指摘があった場合は、速やかに事実確認を行い、改善事項を全従業員が共有している。
- □ 廃棄物処理を現場任せにしていない。経営者、管理者及び実務者が連携して取り組んでいる。
- □ 廃棄物の減量、適正処理及び資源化等を、課題として社内で協議している。
- □ 廃棄物に関し、近隣住民等から苦情がない。
- □ 産業廃棄物処理業者（委託業者）の選定や契約にあたり、現地確認の実施や情報収集に努めている。
- □ 産業廃棄物処理業者（委託業者）と連携し、適正処理やリサイクル率の向上に努めている。

2　保管基準

- □ 保管場所の周囲に囲いがある。
- □ 縦横６０㎝以上の掲示板があり、必要事項が表示されている。
- □ 産業廃棄物の飛散、流出、地下浸透等及び悪臭が発散しないようになっている（飛散防止措置）。
- □ ねずみ、蚊、ハエ等が発生していない。
- □ 屋外において容器を用いずに保管しているときは、高さや勾配等が基準に適合している。
- □ 建設業者が建設工事に伴って発生する産業廃棄物を工事現場外で３００㎡以上の保管する場合は事前に届け出を行っている。

3　運搬基準

- □ 産業廃棄物を運搬する場合は、運搬車両の両側に、定められた表示をしている。
- □ 産業廃棄物を運搬する際には、定められた書類を常時携帯している。

4　委託契約書

□ 委託廃棄物が委託業者の事業の範囲（許可内容）に含まれている。
□ 処理を委託する期間が許可期限ないである。
□ 委託業者が、委託廃棄物を適正処理できる、委託量を処理できる能力があることを確認している。
□ **収集運搬業者と処分業者のそれぞれと直接契約している。**
□ **書面による契約**をしている。
□ 契約書には許可証等の添付がしてある。
□ 契約書には法定事項が記載されている（記載内容に不備がない）。
□ 契約書は**５年間保存**している。

5　産業廃棄物管理票（マニフェスト）

□ 産業廃棄物を引き渡すと同時にマニフェストを交付している。
□ **排出事業者自身が交付**している（処理業者に任せきりにはしていない）。
□ マニフェストは**産業廃棄物の種類ごと、運搬先ごとに交付**している。
□ **法定事項を記入**したマニフェストを交付している（記載内容に不備がない）。
□ 処理終了の確認をしている（マニフェスト返送時の**照合確認**）。
□ 返送されたマニフェストは契約のとおりか（把握していない再委託等はないか）確認している。
□ マニフェストの写しは**５年間保存**している。
□ 交付等状況報告（毎年６月３０日まで）を行っている。

6　その他

□ 産業廃棄物処理計画書等を作成し報告している（多量排出事業者）。
□ 資格要件に適合した特別管理産業廃棄物管理責任者を選任している（特別管理産業廃棄物を排出する事業所）。

2　瑞穂町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の遵守　　（関連箇所抜粋）

事業系一般廃棄物を適正処理するために、瑞穂町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例及び規則を必ず確認してください。

1　事業者の責務等

（基本的責務）

□ **廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進する等により、廃棄物を減量している。**

□ 物の製造、加工及び販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物になった場合において、適正な処理が困難になることのないようにしている。

□ 事業系廃棄物を単独に、又は他の事業者と共同して自らの責任において、適正に処理している。

□ 廃棄物の減量及び適正な処理について、町の施策に協力している。

2　廃棄物の減量及び再利用等

（事業者の減量義務）

□ 物の製造、加工及び販売等に際して、長期的に使用可能な製品の開発、製品の修理体制の確保等により、廃棄物の発生の抑制に必要な措置を講ずるよう努めている。

□ 再利用の可能な物の分別の徹底を図る等、再利用を促進するために必要な措置を講ずる等により、事業系廃棄物を減量している。

□ 物の製造、加工及び販売等に際して、再生資源及び再生品を利用するよう努めている。

（再利用の容易性の自己評価等）

□ 物の製造、加工及び販売等に際して、その製品、容器等の再利用の容易性についてあらかじめ自ら評価し、再利用の容易な製品、容器等の開発を行っている。また、その製品、容器等の再利用の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等の再利用を促進している。

（適正包装等）

□ 物の製造、加工及び販売等に際して、自ら包装、容器等に係る基準を設定する等により、その包装、容器等の適正化を図り、廃棄物の発生の抑制に努めている。

□ 物の製造、加工及び販売等に際して、再び使用することが可能な包装、容器等の普及に努め、使用後の包装、容器等の回収策を講ずる等により、その包装、容器等の再利用の促進を図っている。

□ 町民が商品等の購入に際し、商品について適正な包装、容器等を選択できるよう努めている。また、町民が包装、容器等を不用とし、又はその返却を申し出た場合には、その回収等に努めている。

（事業用大規模建築物（=事業用途に供する延床面積が3,000㎡以上）の所有者等の義務）

□ （事業用の大規模建築物の所有者）町長の指導に従い、再利用を促進する等により、排出される事業系廃棄物を減量している。

□ （事業用の大規模建築物の所有者）事業系廃棄物の減量及び適正な処理に関する義務を担当させる廃棄物管理責任者を１名選任し、選任の日から 30 日以内に廃棄物管理責任者選任届を町長に届け出ている。また届出に変更があった場合、それが生じた日から 30 日以内に町長に届け出ている。

□ （事業用の大規模建築物の所有者）廃棄物の減量及び再利用に関する計画書を作成し、毎年 5 月 31 日までに町長に提出している。

主な記載内容：(1)建築物の種類
(2)廃棄物の排出量、処分量及び再利用量の毎年度実績並びに当該年度の見込み
(3)前年度実績の自己評価
(4)再利用の方法
(5)その他廃棄物の減量及び再利用に関し必要な事項

□ （事業用の大規模建築物の所有者）建築物又は敷地内に町の規則で定める基準に従い、再利用の対

象となる物の保管場所を設置している又は設置するよう努めている。

設置基準：(1)再利用対象物と廃棄物の保管場所を明確にし、再利用対象物に廃棄物が混入しないようにすること。
(2)再利用対象物を十分かつ適切に収納できるものであること。
(3)再利用対象物を品目別に分別して保管できるものであること。
(4)搬入、搬出作業が容易にできるものであること。
(5)保管場所には、再利用対象物の種類その他注意事項を表示すること。

□ （事業用の大規模建築物の占有者）事業系廃棄物の減量に関し、事業用大規模建築物の所有者に協力している。

□ （事業用大規模建築物の建設者）建築物又は敷地内に町の規則で定める基準に従い、再利用の対象となる物の保管場所を設置している。また、保管場所について、あらかじめ町長に届け出ている。

3　適正処理困難物の抑制

（適正処理困難性の自己評価等）

□ 物の製造、加工及び販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性について、あらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難とならないような製品、容器等の開発を行っている。また、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合において、その適正な処理が困難となることのないようにしている。

（適正処理困難物の製造等の抑制）

□ 製品、容器等が廃棄物となった場合において、その適正な処理の困難性となるもの（＝適正処理困難物）については、その製品、加工及び販売等を自ら抑制している。

（事業者の下取り等の回収義務）

□ 適正処理困難物の製造、加工及び販売等を行う場合は、自らの責任でその適正処理困難物を下取り等により回収している。

4　一般廃棄物の処理等

（事業系廃棄物の処理）

□ 事業系廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに自ら運搬、若しくは処分している。または、廃棄物の収集、運搬若しくは処分を業として行うことのできる者に収集、運搬、若しくは処分をさせている。

□ 廃棄物の処理に当たっては、再生、破砕、圧縮、焼却及び脱水等の処理を行うことにより、その減量を図っている。

（事業者の処理）

□ 事業系一般廃棄物を自ら処理するときは、町の規則で定める収集、運搬及び処分の基準に従っている。

（事業系一般廃棄物保管場所の設置）

□ 建物又は敷地内に事業系一般廃棄物の保管場所を設置している。

□ 保管場所は、町の規則で定める基準に適合している。

設置基準：(1)廃棄物が種類別に分別できるものであること。
(2)廃棄物を十分かつ適切に収納できるものであること。
(3)廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が漏れないものであること。
(4)ねずみ、蚊、はえ及びその他の害虫が発生しないものであること。
(5)搬入、搬出等の作業の安全が確保できるものであること。
(6)保管場所には、一般廃棄物の種類その他の注意事項を表示すること。
(7)町長の業務の提供を受ける場合は、町の収集運搬作業の方法に適合するものであること。
(8)その他生活環境の保全上支障の生じるおそれのないものであること。

□ 排出する事業系一般廃棄物は保管場所に集めている。

（一般廃棄物管理票）

□ 事業系一般廃棄物を町長の指定する処理施設（=西多摩衛生組合環境センター）に運搬する場合は、事業系一般廃棄物の種類、排出場所等を記載した一般廃棄物管理票（=マニフェスト）を町長に提出している。

事業系一般廃棄物の排出基準：(1)家庭廃棄物の排出に準じ、種類別に分別して排出すること。
(2)再利用が可能な物と廃棄物を分別して排出すること。
(3)その他一般廃棄物処理計画に適合したものであること。

記載事項：(1)作成年月日及び作成担当者の氏名
(2)排出事業者の氏名又は名称、所在地、業種及び電話番号
(3)事業系一般廃棄物の排出場所及び電話番号
(4)事業系一般廃棄物の種類及び重量
(5)運転者の氏名、車両番号、車両重量及び運搬車の種類
(6)その他町長が必要と認める事項
(7)受託者の氏名又は名称及び所在地
(8)受託者の一般廃棄物収集運搬業の許可番号及び電話番号

□ 事業系一般廃棄物を他人（=収集運搬業者）に委託して西多摩衛生組合環境センターに運搬させる場合は、受託者（=収集運搬業者）にマニフェストを交付している。

交付方法：(1)事業系一般廃棄物を受託者に引き渡す際に交付すること。
(2)マニフェストに記載された事項が、事実と相違ないことを確認のうえ、交付すること。

回付方法：(1)事業者が収集運搬業者にマニフェスト（A票からD票まで4枚）を交付する。
(2)収集運搬業者は事業系一般廃棄物とマニフェストに記載された事項が相違ないことを確認のうえ、A票を事業者に回付する。
(3)町長は、収集運搬業者からB票、C票及びD票の提出を受けた場合には、C票及びD票に提出の日時を記載するとともに、当該事業系一般廃棄物の種類及び数量がマニフェストに記載された事項と相違ないことを確認のうえ、C票を自らが保管し、収集運搬業者にB票及びD票を回付する。
(4)町長からB票及びD票を回付された収集運搬業者は、B票を保存するとともに、速やかにD票を事業者に回付する。

確　　認：(1)事業者は、D票と収集運搬業者から回付されたA票の記載の内容を照合し、当該事業系一般廃棄物が適正に処理されていたことを確認しなければならない。

(2)事業者は、収集運搬業者にマニフェストを交付した日から30日以内にD票が回付されないとき、又は当該事業系一般廃棄物が不適正に処理されたおそれがあると認めるときは、収集運搬業者に対し必要な措置を講ずるとともに、速やかに町長に報告しなければならない。

保　　存：(1)事業者は、A票とD票を一組として、D票の回付の日から5年間保存しなければならない。

(2)収集運搬業者は、回付されたB票をその回付の日から5年間保存しなければならない。

（事業系一般廃棄物の受入拒否）

□　事業系一般廃棄物を西多摩衛生組合に運搬する場合、町の規則で定めた基準に従っている。

受入基準：(1)一般廃棄物処理計画に適合したものであること。

(2)次に掲げるもの以外であること。

- 有害性の物
- 危険性のある物
- 引火性のある物
- 著しく悪臭を発する物
- 特別管理一般廃棄物に指定されている物
- 上記の物のほか、家庭廃棄物の処理を著しく困難にし、又は家庭廃棄物の処理機能に支障が生ずる物

(3)その他西多摩衛生組合環境センターに支障をきたさないものであること。

注）西多摩衛生組合環境センターの受入基準は別にあります。

5　雑則

（大規模建築物（=延床面積が500㎡以上又は住居用にあっては、計画戸数が10戸以上の建築物）の廃棄物保管場所等の設置）

□　（建設者）建築物又は敷地内に廃棄物の保管場所及び保管設備を設置している。また、当該保管場所等について、あらかじめ町長に届け出ている。

□　保管場所等は、町の規則で定める基準に適合している。

設置基準：事業系一般廃棄物保管場所の設置基準と同じほか、町長が定める。

□　（建築物の占有者）その建築物から排出される廃棄物を保管場所等に集めている。

事業系ごみ・資源物分別早見表

資料２－４

資源物(リサイクルできる)	産業廃棄物	事業系一般廃棄物
リサイクルできる紙	廃プラスチック類 (汚れていても産業廃棄物です)	リサイクルできない紙
段ボール	金属くず	生ごみ
雑誌	ガラス	木くず
新聞	陶器	繊維くず (天然繊維５０％以上のもの。天然繊維が５０％未満の繊維くずは、廃プラスチックです。)
ビン	廃油	
カン	その他産業廃棄物 (ゴムくず、がれき類、蛍光灯、電池、電化製品等複合素材の産業廃棄物)	

※事業系ごみと家庭ごみでは、分別の仕方が異なります。
※色分けされている他の区分のものが混入しないように、適切に分別しましょう。
※特定の事業活動(排出事業者の業種指定)に伴って排出される廃棄物は、上記の表と分別が異なりますのでご注意ください。
※産業廃棄物や一般廃棄物に区分されているものでも、リサイクルできる品目もあります。社内の処理方法を確認しましょう。

資料２－５

事　務　連　絡
令和■年■月■日

■■■

資料２－６

瑞住環発第[redacted]号
令和[redacted]年[redacted]月[redacted]日

[redacted]　御中

瑞穂町住民部環境課長　野口　英雄
（公印省略）

事業系一般廃棄物搬入について

平素より、瑞穂町の清掃行政にご理解ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、標記について、過去に実施した事業系一般廃棄物の展開検査結果及び[redacted]の立入確認結果から、貴社が収集運搬した廃棄物の中に、一般廃棄物の焼却処理に不適当と思われる物が多数混入していることが判明しました。詳細は別紙のとおりです。今後も、このような不適物の混入が続けば、貴社収集運搬廃棄物の搬入を停止せざるを得ない事も考えられます。

ついては、不適切な廃棄物を西多摩衛生組合へ搬入することが無いよう、適正な廃棄物の処理を徹底していただきますよう、お願いいたします。

瑞穂町住民部環境課ごみ対策係
担当：長島、本間
TEL：０４２－５５７－７７０６